

建設産業政策

平成19年 6月29日
国土交通省総合政策局

- 目次 -

法令遵守等	
・建設業法令遵守推進本部の設置	1
・「駆け込みホットライン」の開設	2
・「建設業法令遵守ガイドライン」の策定	3
(- 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 -)	
・一括下請負の全面的禁止	4
・暴力団員等による不当介入時の警察当局への通報・発注 機関への報告の義務付け	5
ペナルティの強化	
・建築士、建設業者等の違法行為に対する罰則強化	6
情報提供	
・建設業者のネガティブ情報の公開(大臣許可建設業者)	7
・建設業者に関する情報の公開	8
再編の促進	
・経営事項審査における新たな企業集団評価制度の創設	9
・産業活力再生特別措置法の活用による企業再編の促進	10
・海外建設市場への展開	11
・建設業におけるモデル的な取組への支援	12
・中小建設業者の企業連携等を促進するための資金調達 支援の検討	13
・P F I ・指定管理者制度の活用	14
価格と品質、技術と経営による競争の促進	
・経営事項審査の見直し	15
・入札・契約制度改革の取組について	16
・国土交通省が進める入札契約制度改革	17
・総合評価方式の拡充	18
・入札ポンド制度	19
・入札ポンド制度の導入状況	20
・米国における資格審査の流れ、 米国における工事の落札率・参加者数・建設投資	21
地域の実情に応じた入札契約制度の見直し	
・建設業者の特性等に応じた適切な競争市場の設定	22
・「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」の概要	23
低価格入札対策の強化	
・国土交通省の低価格入札対策	24
・地方公共団体における最低制限価格制度・失格判断基準 の導入状況	25
多様な調達手段の活用	
・多様な調達手段の活用方策	26

・設計・施工一括発注方式の活用分野	27
・設計・施工一括方式における建設コンサルタントと建設 会社の企業連合(コンソシアソーム)の制度上の整理	28
・「多段階審査方式」・「交渉方式」の活用の検討	29
・C M方式の活用の推進	30
・地方公共団体におけるC M方式の活用方策	31
・建設コンサルタントの活用	32
役割・責任分担の明確化・透明性の向上	
・三者協議の活用の推進	33
・建設工事紛争審査会における紛争処理に関する時効中断 効の創設	34
・構造計算書偽装問題等で明らかになった課題とそれに 対する対応	35
・「パートナーリング」の概要(英国のケース)	36
適切な元請下請関係の構築	
・元請・下請関係の適正化等に資する入札・契約制度の 調査検討	37
・メカニクスリーン	38
・「施工条件・範囲リスト」の拡充・普及促進 「建設生産システム合理化推進協議会」の機能拡充	39
・下請セーフティネット債務保証事業、ファクタリング 事業等への支援	40
技術者・技能者の評価、処遇の改善等	
・基幹技能者の確保・育成	41
・優秀な技能者や人材育成に係る先進的で特色のある 取組を行う企業等に対する顕彰	42
・改正建設労働者雇用改善法の活用の促進	43
技術・技能の向上、承継	
・技能承継等に係る先駆的先導的な取組への支援	44
将来の人材の育成・強化等	
・技術者・技能者の教育訓練機関の活用	45
・専門高校と地域の建設業界が連携した将来の人材育成の 強化方策の検討	46
・女性の育成、活用及び外国人研修・技能実習制度の活用 方策の検討	47
I T等の技術開発の推進	
・C I - N E Tの普及促進、中堅・中小建設業における I T導入の促進	48
・新技術活用システム(N E T I S)の活用	49

建設業法令遵守推進本部の設置

<平成18年度まで>

施工体制Gメン

【調査対象】：大臣許可業者(100件/年)
建設業法違反の疑いがある情報等に基づき立入調査を実施

- ・入契法に基づく発注者からの通知
- ・新聞等の報道、電話等による情報確度が高いもの
- ・不払い相談等を契機とした問題工事
- ・許可申請、経審の虚偽記載等

主として公共工事の施工体制に関する調査指導が中心

元下調査

書面調査
【調査対象】：特定建設業者(5,000社/年)
書面により下請代金支払状況等について調査(郵送)を実施

立入調査

【調査対象】：大臣許可業者のうち特定建設業者(300社/年)
書面による下請代金支払状況等調査の結果に基づき立入調査を実施

- ・書面を未提出
- ・調査の結果、指導事項が多い
- ・反面調査で下請回答が食い違
- ・過去の調査で結果が不良

主として下請契約に関する調査指導が中心

公共工事発注者

【調査対象】：公共工事の元請
入契法に基づき自らの発注工事に関して点検・調査

- ・施工体制等の点検
- ・施工体制全国一斉点検

発注者が自ら行う点検・調査

- ・低入札価格調査
- ・工事コスト調査
- ・特別重点調査

<新たな体制>

建設業法令遵守推進本部

【体制】：地方整備局等の許可部局に設置

- ・地方整備局等の局長がトップ
- ・平成19年4月より現行体制約80人から約140人へ拡充

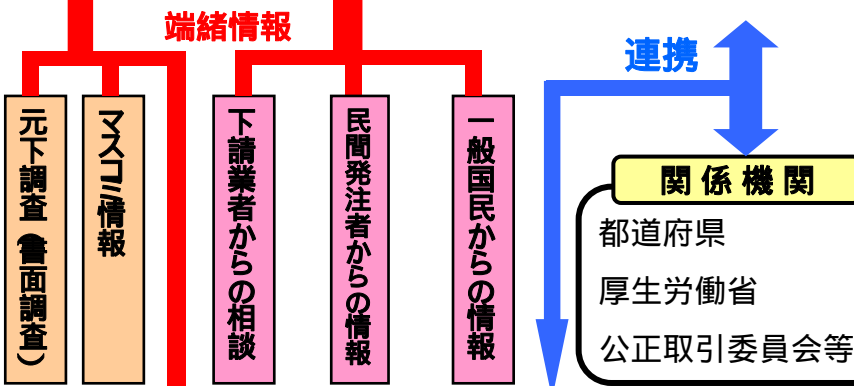
【調査対象】：主に大臣許可業者を対象(1,000件/年目標)

- ・民間工事を含めた建設業法の遵守
- ・請負契約の適正な取引等幅広い取締

駆け込みホットライン

立入件数
400件 1,000件(2.5倍)

集約



許
可
行
政
庁

公
共
工
事
発
注
者

【調査対象】：公共工事の元請
入契法に基づき自らの発注工事に関して点検・調査

- ・施工体制等の点検
- ・施工体制全国一斉点検

発注者が自ら行う点検・調査

- ・低入札価格調査
- ・工事コスト調査
- ・特別重点調査

建設業法違反の疑うにたりる事実があるときは、許可行政庁に通知

「駆け込みホットライン」の開設

違反情報収集体制の強化

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設。
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施。
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応。

建設業の法令遵守のための情報収集窓口を開設

駆け込みホットライン

平成19年4月2日(月)より受付開始

「駆け込みホットライン」とは？
建設業法に違反している建設業者の情報を通報して頂く窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、本部内に通報窓口を開設します。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

全国共通 TEL. **0570-018-240**

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・休日を除く)

元請・下請間の契約に関する法令違反

工事の施工現場に関する法令違反

虚偽の許可申請等の法令違反

建設業法令遵守推進本部

法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

必要に応じて立入検査・報告徴収

法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。

- 元請業者と下請業者間の請負契約上の法令違反
 - ・書面による契約を行わず口頭で契約を締結している
 - ・原価割れ受注を強要された
 - ・下請代金から合理的理由の無い経費を一時的に差し引いている
 - ・割引困難な長期手形を交付された
 - ・無許可業者と500万円以上の下請契約をしている
 - ・元請の一般許可業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等
- 工事の施工現場に関する法令違反
 - ・一斉下請負が行われている
 - ・工事現場に必要な等任の監理技術者等が設置されていない
 - ・監理技術者等の名義貸しが行われている
 - ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない 等
- 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反
 - ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
 - ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
 - ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している 等

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

TEL. ☎ **0570-018-240**

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・休日を除く)

FAX. ☎ **0570-018-241**

E-mail. ✉ kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が連絡情報として取り上げ、立入検査・報告徴収かどうかの判断ができる次の事項について、できるだけ明らかに報告して頂くことが望まれます。

- ◆通報される方の氏名、住所
- ◆通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますので、できるだけ匿名は避けてください。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的な事実について次の事項

(ア) だが、 (イ) いつ、 (ウ) どこで、 (エ) いかなる方法で、 (オ) 何をしたが 等
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX可)してください。

「建設業法令遵守ガイドライン」の策定（ - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - ）

背景

法令違反行為の存在

適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニー等の不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在

認識がないままの法令違反行為

元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性

法律の不知による法令違反行為の防止

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為（事例）を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的

法令遵守に対する社会的要請の高まり

法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提

ガイドラインの策定（平成19年6月）

元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例の明示

- ・書面による請負契約締結の実行
- ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
- ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止 等

元請下請間の取引に係るベスト・プラクティスの明示

- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

ガイドラインの普及・啓発

関係機関への周知

- ・地方整備局、地方公共団体等
- ・建設業団体
- ・商工会議所、商工会 等

建設工事に直接携わる者への周知

- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
- ・専門工事業者（下請負人） 等

効果

対等な元請下請関係の構築
元請下請間の公正・公平な取引の実現
不知による法令違反行為の未然防止

一括下請負の全面的禁止

平成18年臨時国会において法律改正

一括下請負 = (定義) 請負人が、自己の請け負った建設工事を、そのまま一括して他人に請けわせること。

一括下請負の禁止に関する従来の規定

建設業法上、一括下請負は、発注者の事前の承諾がある場合を除き、禁止されている。

建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)
(一括下請負の禁止)

- 第二十二條 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
 - 3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。
 - 4 (略)

ただし、公共工事においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、一括下請負は全面的に禁止されている。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)(抄)
(一括下請負の禁止)
第十二條 公共工事については、建設業法第二十二條第三項の規定は、適用しない。

耐震偽装事件により失われた、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復

一括下請負の禁止に関する新しい規定 ()

分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止。

建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)
(一括下請負の禁止)

- 第二十二條 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
 - 3 前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。
 - 4 (略)

() 公布の日(平成18年12月20日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

暴力団員等による不当介入時の警察当局への通報・発注機関への報告の義務付け

国土交通省においては、警察庁からの強い要請を踏まえ、公共工事からの暴力団排除を徹底するため、公共工事への暴力団員等の不当介入があった場合の措置を講ずることについて各都道府県警察本部から個別に要請を受けた上で、当該介入が懸念される地方整備局等においては下記の措置をとるよう、各地方整備局等に対し要請(平成19年3月2日付)。

暴力団員等による不当介入がなされた場合に請負者が警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行ったときは、各都道府県警察において、当該不当介入に対する確実かつ迅速な取締り、当該請負者の万全な保護が行われるよう国土交通省から警察庁に対して要請(平成19年3月2日付)。

措置の概要

警察への通報、捜査上必要な協力及び発注者への報告の義務付けと実効性確保のための措置について

1. 警察との連絡体制等の確立

各地方整備局等と各都道府県警察本部との間で、請負者からの通報、報告情報等の相互の連絡体制等の連携手続について合意書を締結。

2. 現場説明書への明記

1.の合意書締結後、各地方整備局等は、当該義務を適用する工事の現場説明書の説明事項に「暴力団員からの不当介入を受けた場合の措置について」として以下の内容を追記。

地方整備局等発注の工事において、請負者に対して暴力団員等からの不当介入を受けた場合に以下の措置をとることを義務付ける。

警察に通報及び捜査上必要な協力

警察に通報等を行った内容について発注者に報告

工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合の協議

3. 請負者から警察に通報等を行った内容について報告を受け る場合等の手続

(1) 請負者から発注者への報告

・ 請負者は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、発注者(契約担当課)に対してその内容を書面で報告

その後、本局から都道府県警察本部に通知

(2) 警察本部から地方整備局等への通知

- ・ 警察は、請負者から通報・協力のあった事案又は請負者が義務を怠ったと認められる事案について発注者(本局)に通知
- ・ 発注者への報告を怠ったと認められる場合、又は警察への通報及び捜査上必要な協力を怠っているとの通知があった場合

請負者に対して事実確認し、義務を怠ったことが確認できれば、4.の措置を講ずる。

4. 請負者が警察への通報及び捜査上必要な協力並びに発注者への報告を怠ったことを確認した場合の発注者の措置

義務を怠ったと確認した場合の措置は、

- ・ 指名停止(原則2週間)、又は指名停止に至らない場合は文書注意
- ・ 指名停止の場合は公表、下請等の禁止
- ・ 工事成績評定点減点、優良工事施工団体表彰の推薦基準への反映

一般競争の競争参加資格においては、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、指名停止を受けていないこととされている。

5. 実施時期

- (1) 警察本部との合意書締結は通達発出後、警察本部からの要請により実施(H19.3)
- (2) 具体の工事への適用時期(H19.4)

建築士、建設業者等の違法行為に対する罰則強化

平成18年通常国会において法律改正

建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士及び建築士事務所に対する監督及び罰則の強化等の措置を講ずる。

1. 建築士等の業務の適正化

- ・ 建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書交付を義務付け
- ・ 建築士による名義貸し、違反行為の指示、信用失墜行為の禁止を法定し、これらの違反者に対する処分を強化
- ・ 設計・工事監理の下請け契約締結時に書面の交付を義務付け
- ・ 建築士事務所の開設者による名義貸しの禁止

2. 建築士等に対する罰則の強化

建築士等に対する罰則の大幅な強化

違反内容	改正前	改正後
耐震基準など重大な実体規定違反(建築基準法)	罰金50万円	懲役3年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)
建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明(建築士法)	なし	懲役1年/罰金100万円
不動産取引の際に重要事項の不実告知等(宅建業法)	懲役1年/罰金50万円	懲役2年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)

確認申請書等に担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け（省令事項）

建築士の免許取消し後、免許を与えない期間の延長 2年間 5年間

（建築基準法違反により罰金刑を受けた者等については更なる延長可能）

建築士事務所の登録取消し後、登録を受け付けない期間の延長 2年間 5年間

建設業法に定める罰金額を概ね2倍程度に引き上げるとともに、法人である建設業者が特に悪質な行為（無許可営業等）を行った場合には通常よりも重い罰金（1億円以下）に。

（ ）改正建設業法・宅建業法の施行日は、平成18年12月20日

建設業者のネガティブ情報の公開(大臣許可建設業者)

大臣許可業者の監督処分情報のインターネットでの公開について、国土交通省に設置された有識者による委員会での検討結果に基づき、「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」の公開期間を今年10月より2年5年に延長。

公開対象として、従来の「許可取消」「営業停止」に加え、「指示」「勧告(社会的影響の大きいもの)」を新たに追加。

公開対象

行政処分

許可取消【建設業法第29条】 営業停止命令【同法第28条第3項、第5項】 指示【同法第28条第1項、第2項、第4項】

行政指導 社会的影響を考慮し、談合事件に係る勧告を公開

対象事業者が講じた業務改善の状況の公開について検討

公開方法

ポータルサイト <平成19年>国土交通省本省HPに「ネガティブ情報等ポータルサイト(仮称)」を開設。

事業者名等により検索可能なシステム

= 「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」

インターネットを通じて許可取消、営業停止に係る情報の閲覧が可能 <平成19年>指示処分を追加掲載

記者発表 営業停止、許可取消の記者発表 <平成19年>指示処分を追加掲載

公開期間

公開期間 5年 処分簿の保存期間5年、欠格期間5年、現行コラボレーションシステムの公開期間は最長2年

建設業者に関する情報の公開

1. インターネットによる公開

消費者が安心して取引できる環境の整備。
(行政情報を活用した消費者による適切な事業者選択の促進による取引の安全性の向上)
第三者の目を加えた相互監視等による虚偽申請、無許可営業等企業の不正行為の抑止。

1. 許可情報のインターネットによる公開

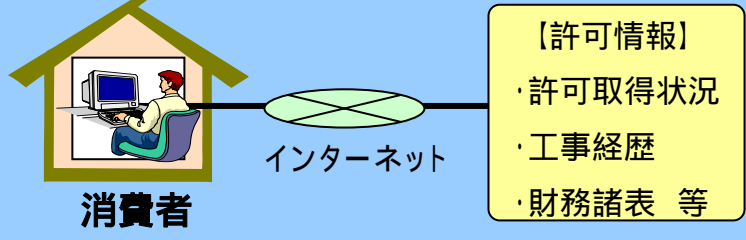
- ・ 許可情報の確認は、従来は消費者等が地方整備局等の閲覧所に向向して行う必要



消費者による閲覧所の利用は低調

(インターネットによる公開)

- ・ 消費者は自宅等に居ながらにして全国52万業者の情報を検索することが可能



2. 施策の効果

(消費者が安心して取引できる環境の整備)

- ・ 建設業者の選択に有効な情報を消費者がインターネットを通じて容易に取得

- ・ 建設業許可の取得状況、工事实績、財務基盤等を踏まえた事業者選定の促進

- ・ 消費者、市場の自由な選択を通じた取引の安全性の向上

(不正行為の抑止)

- ・ インターネット公開された情報について、消費者、同業者等が監視

- ・ 不正行為に係る申告行政庁による調査不正行為への厳正な対応

- ・ 不正行為の抑止による不良・不適格業者の排除

3. 実施時期

- ・ 平成20年度より実施予定

2. セグメント情報の公開

企業の経営状況を適切に評価するためのセグメント別(土木部門、建築部門、海外部門等)の利益情報の開示

経営事項審査における新たな企業集団評価制度の創設

目的

企業の多様な経営形態(持株会社化、分社化等)の選択を阻害しない制度設計

内容

一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)については、連結財務諸表により経営状況(Y)を評価。

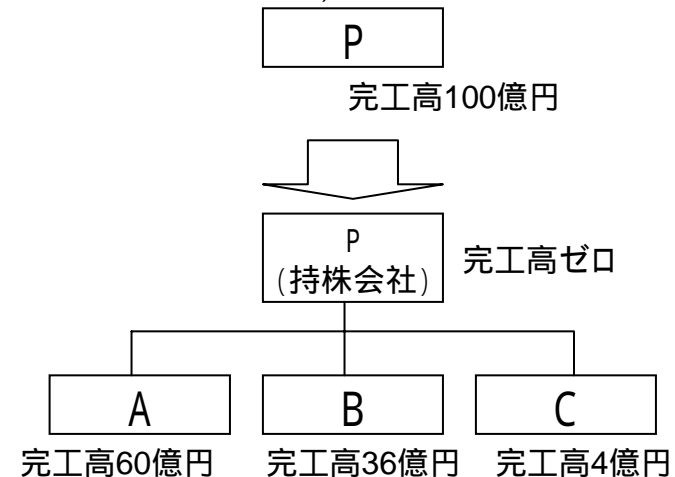
企業集団の要件

以下の要件を満たす親会社及び連結子会社からなる企業集団であること。

- (1)親会社が会計監査人を設置し、会計監査を受けていること
- (2)企業集団に含まれる連結子会社は、
親会社が有価証券報告書提出会社である場合には、
実質支配基準
親会社が有価証券報告書提出会社以外の場合には、
親会社が議決権の過半数を有していること(形式基準)
- (3)ただし、以下に該当する連結子会社は対象外。
売上高が企業集団全体の売上高の一定割合(例えば5%)未満
単体評価による評点が連結評価による評点に比べ一定割合(例えば2/3)未満

企業集団評価の具体例

(持株会社化した場合)



【経営事項審査の取扱い】

X1(完工高):各企業の実数値

Z(技術者数):各企業の実数値

Y(経営状況):A、B…Pの連結財務諸表により評価

C…単体で評価(売上高5%以下)

産業活力再生特別措置法の活用による企業再編の促進

建設業(大手・準大手ゼネコン等)においては、産業活力再生特別措置法に基づく支援は、安易な企業救済とならないように事業分野別指針を策定し、認定基準を上乗せしている。

平成19年度の法改正に併せて、同法の活用によって建設業の再編を促進するため、事業分野別指針の見直し又は運用弾力化を検討。

産業活力再生特別措置法(平成15年4月改正)

国から認定を受けた事業計画上の取組について税制や商法上の支援措置を講じ、事業再構築や事業再生を円滑化。主務大臣(建設業は国土交通大臣)が事業計画の認定を行う。

(支援措置の例)

登録免許税(会社新設・資本増加0.7% 0.25%等)・不動産取得税(1/6減免)の軽減、株式の併合に関する特例、日本政策投資銀行の低利融資、独占禁止法の企業結合審査の迅速化等

建設業の再生に向けた基本指針(事業分野別指針)(平成15年4月策定)

産業活力再生特別措置法に基づく支援は、安易な企業救済とならないように再生可能な企業に絞って、かつ、過剰供給構造の是正に資するように行うこととし、大手・準大手ゼネコン等については、一般的な基準に加えて以下の認定基準を上乗せ。

過剰供給構造の是正
過剰供給構造の是正のため、

イ 事業規模の縮小

又は

ロ 2以上の企業の経営統合・事業再編

再生の確実性

経営再建計画が市場の信頼を得られるよう(中途半端な再編とならないよう)

イ【収益性】(売上高営業利益率など利益率を表す指標)

ロ【安定性】(自己資本比率など資本の安定度等を表す指標)

ハ【健全性】(固定比率など固定資産と資本の関係を表す指標)

が経営再建計画(3年以内)の終了時点で、平均的水準に近い水準となること。

→ 平成15年4月の改正以降、建設業の認定件数は0件。

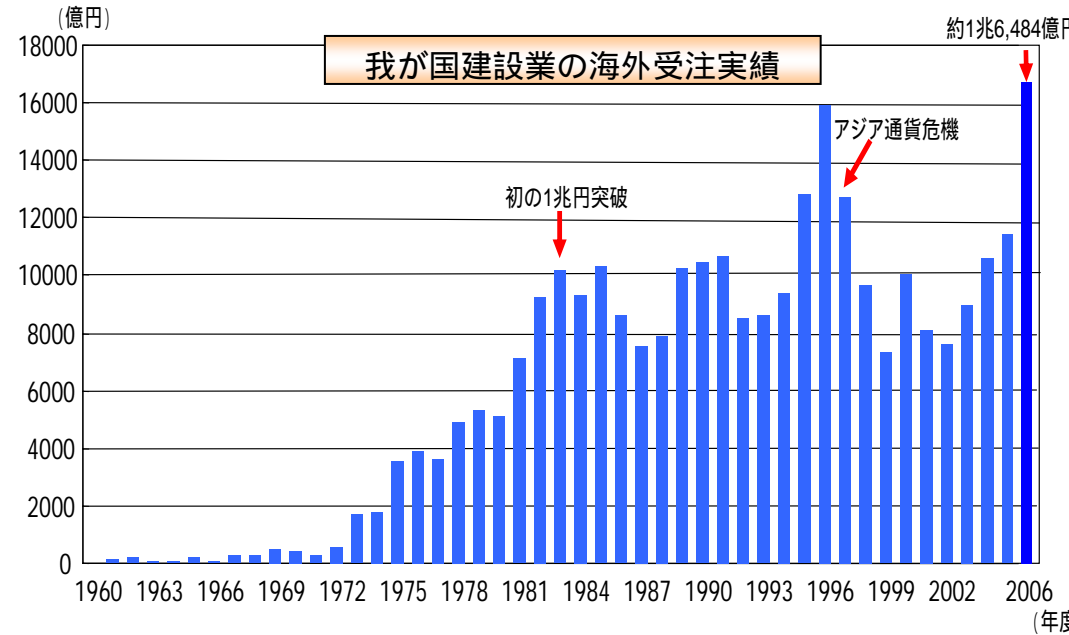
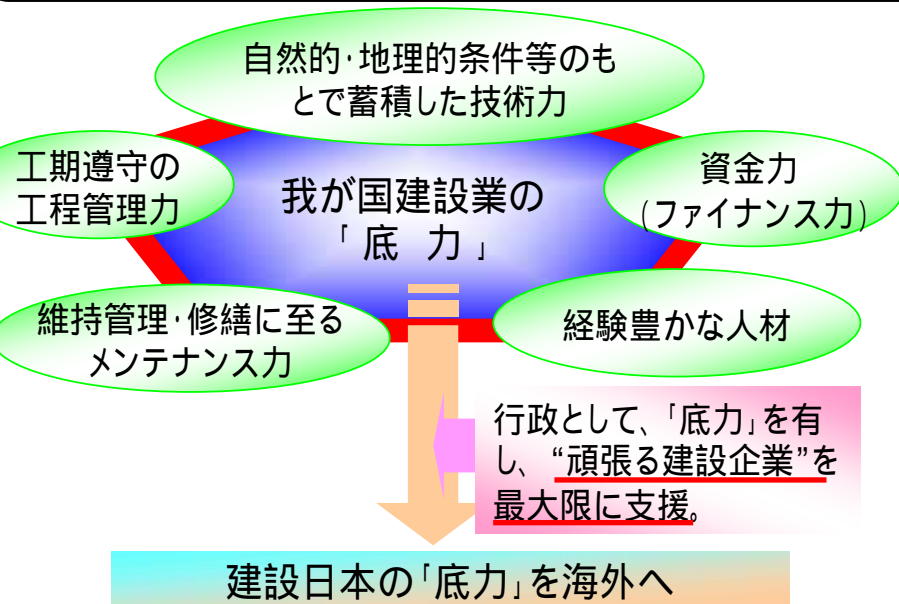
< 検討事項 >

平成19年: 産業活力再生特別措置法の改正

→ 建設業の再編を促進するため、事業分野別指針の見直し、運用弾力化を検討

海外建設市場への展開

国内市場が縮小する中、アジアや中東地域をはじめとする海外の発展途上国等には極めて大きなインフラニーズがある。我が国建設業が積極的な海外展開を図るため、国際競争力を強化し、国内依存度の高い産業構造を転換することは、建設業の活力を回復させるための有効な選択肢である。



海外建設市場への展開に向けた支援施策

PPP等新しいビジネスモデルの構築に向けたインフラファンド設立支援

ローカルtoローカルな地方・中小建設企業を取組をモデル的に支援するとともに「建設日本大賞」による表彰制度の創設

環境・省エネ建設技術をテーマとする国際交流会議の開催

産官学一体によるミッション派遣

トップセールスの実施

環境・省エネ建設技術をテーマとする国際交流会議の開催

海外展開に必要な専門情報の共有化

- 海外建設・不動産市場関係調査の実施

- 「海外建設工事ライブラリ(データベース)」の設置

国際市場対応人材育成の支援

- 国際市場で必要な知識・ノウハウ等の研修を実施

海外ニーズに的確に応えるPR用コンテンツの作成

交流会議やプレスコンファレンス等の開催

建設業におけるモデル的な取組への支援

中堅・中小建設業が行う新分野進出の取組で、モデルケースと認められる先導的な事例を支援するとともに、広く普及・啓発を図ることにより、中堅・中小建設業の経営革新の取組を促進。
建設市場からの円滑な転出を促進するためのモデル事業を実施。

モデル事業の例

農 業

温室ハウスでの野菜（サンチェ）栽培事業の実施

福島県のある企業は、産業廃棄物処理場の冷却水を利用した温室ハウスによる野菜栽培事業を行っている。もともと土木事業を主体として産業廃棄物処理業へ参入した経緯があったが、これまでの土石採取による土への知識を活かし、産廃熱を利用して、韓国料理人気での需要が見込まれるサンチェのハウス栽培に取り組んでいる。

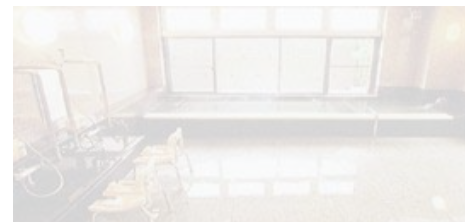


(サンチェの栽培状況)

福 社

地域に密着した介護事業への進出

山形県のある企業は、事業の縮小によって遊休化した社屋の有効活用と雇用確保を図るため、介護事業（デイサービス・ショートステイ）に進出した。温浴には近隣の温泉施設の湯を運んで利用するなど地域の独自性を活かし、また介護事業専門の新規採用を行うなど、地域に密着した活動を行っている。



(温浴には天然温泉のお湯を利用)

環境・リサイクル

発泡廃ガラスを用いた水質浄化システムの開発

佐賀県のある企業は、ガラス廃材を再利用した新素材を開発し、本業の建設工事のみならず様々な分野において活用している。もともとは廃ガラスの処分場不足の深刻化を受けて佐賀大学と共同で開発したものであり、舗装工事や地すべり対策、屋上緑化の保水材・軽量材として利用していたが、高い水質浄化能力が注目され、河川等の水質浄化や公園等の水辺環境の改善に転用し、有明海の水質浄化プロジェクトにも参画している。



(水質浄化実験中)(熱帯魚の飼育用商品にも応用)

中小建設業者の企業連携等を促進するための資金調達支援の検討

中小建設業者の企業間連携、経営統合、事業承継などの各種取組について、資金調達支援を行う施策を今後検討する。

コンサルティング

中小建設業者のニーズに対応した各種コンサルティングには様々な費用が発生

- ・弁護士、公認会計士等の派遣費用
- ・事業協同組合で検討会を開催する場合の、専門家謝金等の費用など

中小建設業者の各種取組

企業間合併

事業承継

有限責任組合
の設立

協業化・共同購入

- ・新分野進出
- ・技術(工法)開発
- ・共通機能の協業化
(廃棄物処理、人材開発、
見積 等)

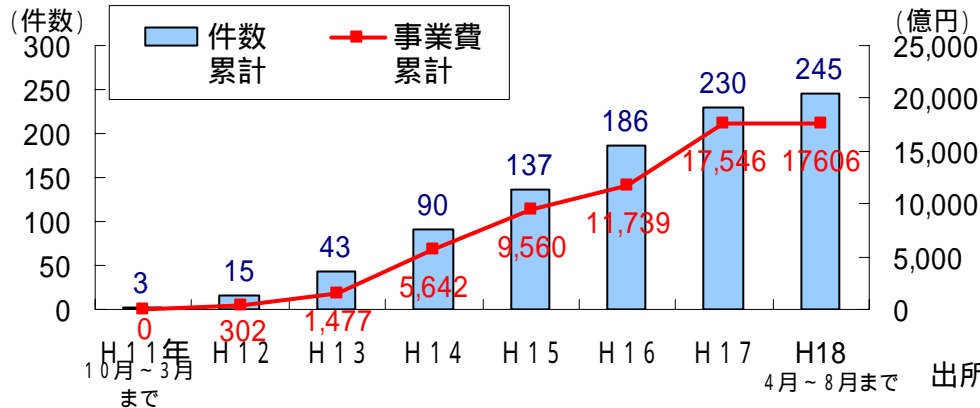
資金調達支援

PFI・指定管理者制度の活用

「官から民へ」の流れの中で、民間事業者の資金・技術・ノウハウを活用するためのPFI、指定管理者制度等の導入は拡大傾向にあり、建設業の新たな活動領域として期待されている。

PFI

PFI事業件数の累計(実施方針の策定件数)と事業費(公表金額ベース)の累計



事業費については、実施主体から公表された、落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものであるため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。また、年度については、契約年度ごとに分類している。

出所:内閣府PFI推進室ホームページより作成

指定管理者制度

指定管理者制度導入施設の状況(平成18年9月2日現在)

(単位:施設、%)

	1. 株式会社・ 有限会社	2. 財団法人・ 社団法人	3. 公共団体	4. 公共的団体	5. NPO法人	6. 1~5以外 の団体	合計
1. レクリエーション・スポーツ施設	2,871 (25.3%)	5,113 (45.1%)	122 (1.1%)	2,115 (18.7%)	360 (3.2%)	749 (6.6%)	11,330 (100.0%)
2. 産業振興施設	1,307 (21.4%)	1,002 (16.4%)	27 (0.4%)	3,113 (51.1%)	107 (1.8%)	540 (8.9%)	6,096 (100.0%)
3. 基盤施設	1,762 (9.4%)	12,460 (66.3%)	92 (0.5%)	2,915 (15.5%)	113 (0.6%)	1,456 (7.7%)	18,798 (100.0%)
4. 文化施設	570 (4.3%)	2,385 (18.0%)	49 (0.4%)	9,692 (72.6%)	250 (1.9%)	380 (2.9%)	13,260 (100.0%)
5. 社会福祉施設	252 (2.1%)	1,304 (10.8%)	41 (0.3%)	9,949 (82.4%)	213 (1.8%)	322 (2.7%)	12,081 (100.0%)
合計	6,762 (11.0%)	22,264 (36.2%)	331 (0.5%)	27,718 (45.0%)	1,043 (1.7%)	3,447 (5.6%)	61,565 (100.0%)

平成16年6月1日現在:841件、
約73倍に増加

平成16年6月1日現在:113件、
約60倍に増加

出所:総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」(平成19年1月31日)

経営事項審査の見直し

改正の目的

公共工事の企業評価における物差しとして、公正で実態に則した評価基準の確立

生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し

(1) 評価項目及び基準の見直し

完工高、利益、自己資本をバランス良く加味した規模評価 (X1、X2)

- ・完工高(X1)のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2000億円から1000億円に引き下げ
- ・X2の指標として、利益額(EBITDA)、自己資本額を評価

企業実態を的確に反映した経営状況評価(Y)

- ・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標による新たな評価体系
- ・企業実態に即した評点分布となるよう(例:小規模企業において高すぎる評点が出ないようにする。)評点分布を見直し。

よりの確な技術力評価(Z)

- ・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請完工高を評価。
- ・技術力(Z)のウエイトを引き上げ。
- ・法令に基づく制度化を前提に、基幹技能者を優遇評価。
- ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを制限(1人2業種まで)。

社会的責任の果たし方によって差のつく評価(W)

- ・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
- ・法令遵守状況(建設業法に基づく行政処分)を評価対象に追加。
- ・経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価

(2) 虚偽申請防止の徹底

虚偽申請を行いにくい制度設計

- ・経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価。
- ・財務諸表のチェックマニュアルを作成するとともに、各項目の審査基準を外形化、客観化。

虚偽申請に対するペナルティ強化

- ・虚偽申請を行った場合の営業停止期間(現行:15日以上)を倍増。

(3) 企業形態の多様化への的確な対応

経営状況の連結評価

- ・連結財務諸表作成義務付け会社は、経営状況を連結決算で評価。

新たな企業集団評価制度の創設

- ・連結子会社の財務状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、実際の数値で評価

(4) その他

経営事項審査の活用

- ・競争参加資格審査を経営事項審査の結果のみによって行わないよう、地方自治体が主観的事項の審査を導入するためのマニュアルを作成
- ・入札参加資格審査や総合評価において経営事項審査の結果を活用

申請負担の軽減

- ・経営事項審査のための提出書類を見直し、申請負担を軽減。

入札・契約制度改革の取組について

平成6年の一般競争方式の導入をはじめ、様々な入札・契約制度改革を推進。

沿革

明治22年

会計法制定

制定当時は一般競争方式
(ただし、不良業者の参入等の問題が
起こる)

明治33年

指名競争方式

資格審査をパスした有資格業者のうち
から発注者が工事ごとに指名基準を満
たしている業者を指名して競争入札

平成6年

一般競争方式の導入

(90年ぶりの大改革)
指名競争方式の改善

(参考)WTO政府調達協定による一般競争入札
を導入すべき基準額(H18.4.1～H20.3.31)

国 (450万SDR)	7.2億円以上
政府関係機関 (1,500万SDR)	24.1億円以上
都道府県・指定都市 (1,500万SDR)	24.1億円以上

平成12年

入札契約適正化法の制定

最近の取組

公共工物品質確保法の制定 (平成17年度より施行)

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
発注者をサポートする仕組みの明確化

入札談合の再発防止対策について

<国土交通省における取組> (平成17年7月29日取りまとめ)

一般競争方式の対象工事の大幅な拡大

対象工事: 予定価格7.3億円以上 (平成18年度) 2億円以上

総合評価方式の適用拡大と評価項目の充実

(平成15年度) 2割 (平成18年度) 5割超まで拡大【金額ベース】 現在は9割超まで拡大

ペナルティの強化

最長24ヶ月の指名停止

等

<改正独占禁止法の施行> (平成18年1月4日)

課徴金算定制度の見直し(大企業 6% 10%)

課徴金減免制度の導入

等

入札・契約制度の更なる改革に向けた取り組み

公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議の取りまとめ (H18.2.24)

・一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充

・市場機能を活用した企業評価のための「入札ボンド」の導入等条件整備の促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改正 (H18.5.23)

全国知事会PT「都道府県の公共調達改革に関する指針」の策定 (H18.12.18)

地方公共団体における入札契約適正化・支援方策の検討(国交省・総務省等)

地方の
取組促進

改正官製談合防止法の施行 (H19.3.14)

水門談合事件を受けた「当面の入札談合防止対策」の策定 (H19.3.8)

ダンピング受注への対応: (国交省) 緊急公共工物品質確保対策 (H18.12.8)

国土交通省が進める入札契約制度改革

地方公共団体の入札契約制度改革の推進

- ・総務省とも連携しつつ、地方の改革を強力に推進
昨年末、**公共工事入札契約適正化法に基づく要請**

【都道府県の平成19年度の取組状況】

- ・一般競争方式の拡大
約7割強の都道府県が昨年度より対象範囲を拡大
- ・総合評価方式の拡充
約8割の都道府県が今年度の実施目標を新たに設定

地方公共団体の入札契約適正化・支援方策

総合評価方式の普及・拡大のため、地方公共団体においても導入しやすいより簡易な総合評価方式の活用を推進
発注者の体制・能力の補完等のため、多様な発注方式の活用、発注者支援を推進
一般競争方式の拡大に対応した競争環境整備のため、適切な入札参加条件等の設定を推進

政府全体の取組

「公共調達適正化に向けた取り組みについて」

(H18.2.24 関係省庁連絡会議とりまとめ)

公共工事等の入札契約の改善

- ・一般競争方式の拡大
2億円以上は基本的に一般競争方式に移行(2億円未満もできる限り導入)
- ・総合評価方式の拡充
実施目標値の設定(国交省 8割(平成18年度、金額ベース) 9割(H19年度))
- ・入札ボンドの導入・拡大
国交省では、H19年度、全地方整備局で7.2億円(WTO協定上の基準額)以上の全ての工事に適用拡大

➡ フォローアップを実施し、各府省の取組を推進

国土交通省直轄の入札談合防止への取組

参考資料14、16、17頁参照

- ・政府全体の**公共工事等の入札契約の改善**の取組に加え、**今般の水門談合事件**を受けた対策をとりまとめ。

入札談合の防止について(H19.3.8)

コンプライアンスの徹底

- ・職員の意識改革、内部通報制度の整備
- ・OB等からの不当な働きかけの記録・報告・公表
- ・**関与職員に係る処分基準の明確化、損害賠償の請求**

競争性・透明性の向上のための入札方式の改善等

- ・一般競争方式の対象範囲の拡大
2億円以上(現行) 6,000万円(H20年度中)
金額ベースで**約9割**に相当
当該金額未満の工事でも積極的に試行

- ・多様な発注方式の採用
設計・施工一括発注方式、CM方式等の導入・活用

ペナルティの強化

- ・建設業法の営業停止処分の強化
- ・指名停止措置の強化

再就職の見直し

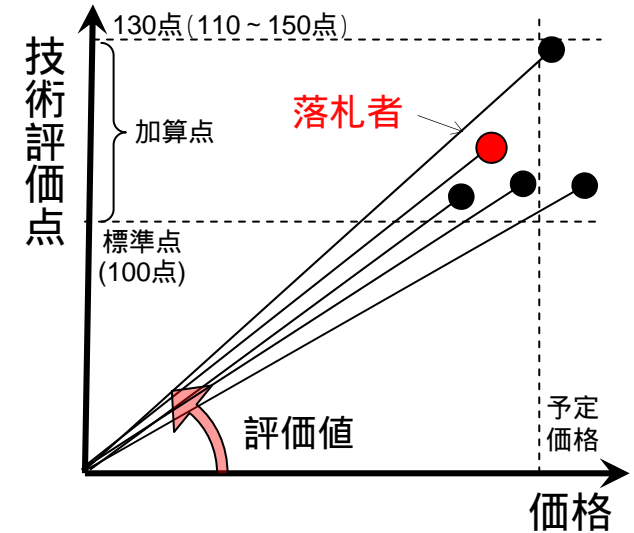
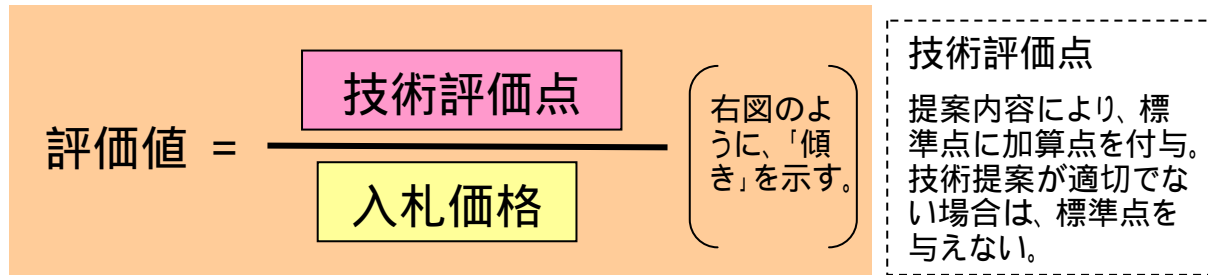
- ・自粛措置の対象拡大

総合評価方式の拡充

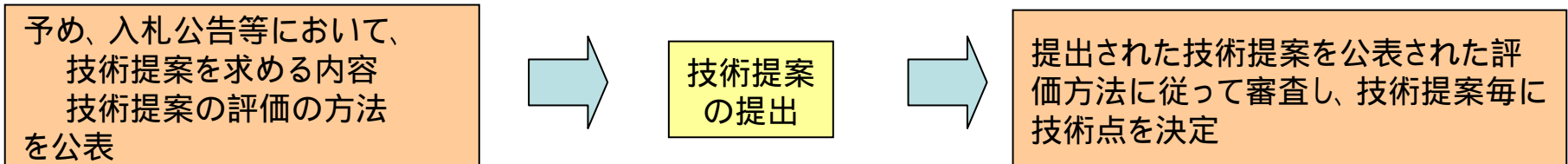
総合評価方式: 工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



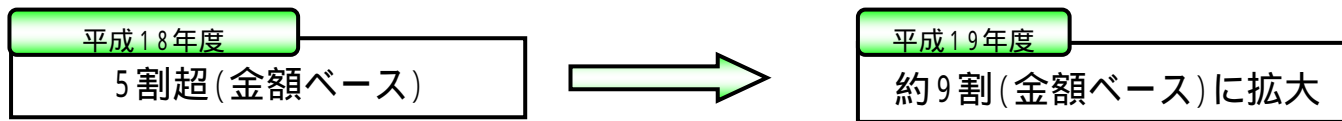
【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【想定される総合評価の評価項目】

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など

【総合評価方式の拡充(国土交通省)】



入札ボンド制度

目的

一般競争入札の拡大

総合評価方式の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

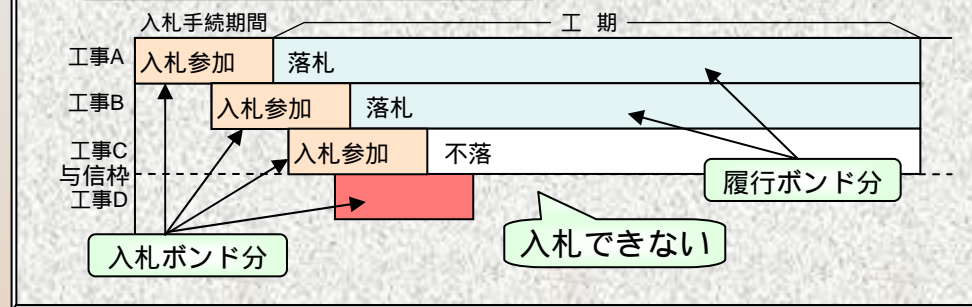
入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

概要

入札ボンド：

金融機関等（銀行、損保、保証事業会社）が発注者に対して発行する入札参加企業の履行能力（主として財務面）を保証する証書

与信枠の機能（イメージ）



効果

契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除

与信枠の制約による絞り込み

深刻化するダンピングの抑止

市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張

入札ボンド制度の導入状況

平成19年6月末現在

1. 国の機関

機関名	導入時期	対象工事	備考
国土交通省	平成18年10月一部導入	平成19年度は7億2千万円以上の全工事	平成18年度は東北及び近畿地方整備局で18件実施 平成19年度は全地方整備局で200件以上実施予定
農林水産省	平成19年度中一部試行予定	2億円以上の内、モデルケースとして数件実施し、順次拡大予定	東北及び近畿農政局で実施
防衛省	平成19年度以降導入予定	未定（検討中）	

2. 都道府県及び政令指定都市

機関名	導入時期	対象工事	備考
岩手県	平成19年7月(予定)	2億円以上	平成19年度10件程度を予定
宮城県	平成18年12月	3億円以上 (総合評価方式適用工事)	平成18年度3件実施
埼玉県	平成18年12月	5億円以上	平成18年度1件実施
兵庫県	平成19年度中(予定)	24億1千万円以上	
京都市	平成19年度中(予定)	4億円以上	平成19年度5～10件を予定

3. その他

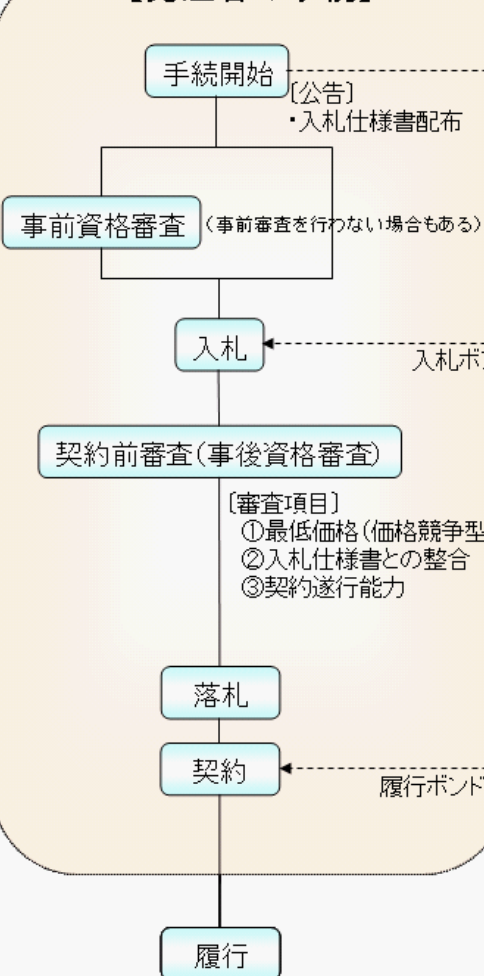
機関名	導入時期	対象工事	備考
東日本高速株式会社	平成19年7月	24億1千万円以上 (24.1億円未満の工事のうち、契約辞退や契約解除がなされると事業進捗に著しい支障があると認められる工事も該当)	平成19年度10件を予定
独立行政法人水資源機構	平成19年7月	2億円以上 (本社発注の工事に限る)	平成19年度10件程度を予定

米国における資格審査の流れ

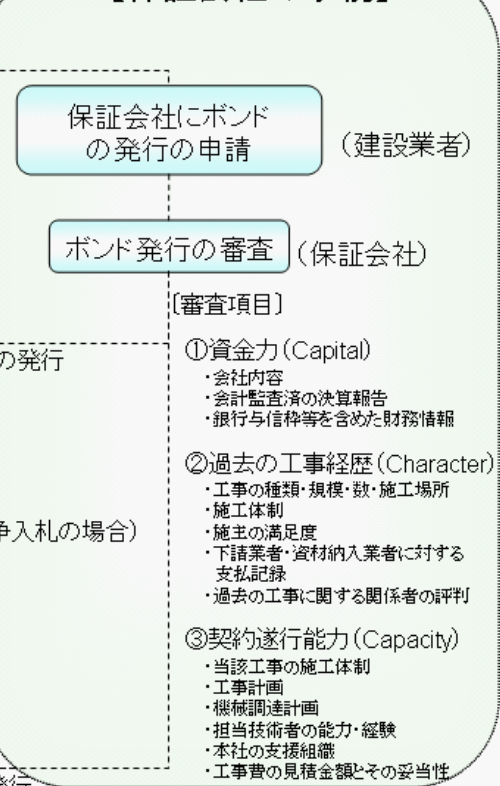
【根拠】

1935年のミラー法に基づき、連邦発注の10万ドル(場合によっては2万5千ドル)以上の工事に対して、履行ボンドの提出が義務付けられる。さらに、連邦調達規則では、入札保証(ほとんどが入札ボンド)の提出も義務付けられており、実務上、履行ボンドの発行を前提に入札ボンドが発行されている。

【発注者の手続】



【保証会社の手続】

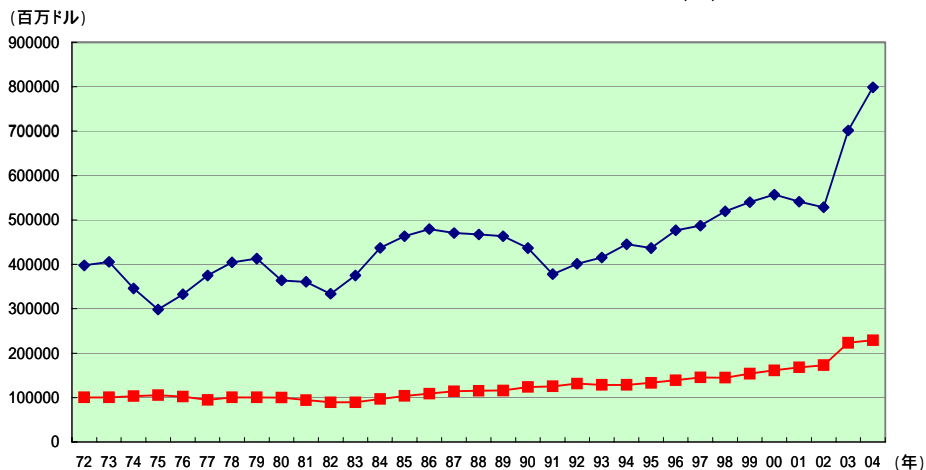
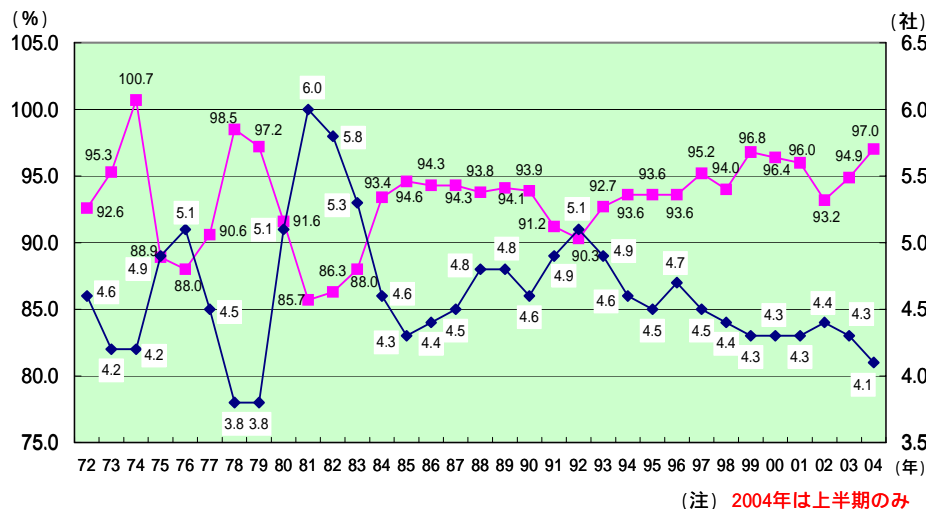


【米国における保証料等の例】

- ・入札ボンドの保証料: ほぼ無料
 - ・履行ボンドの付保割合: 100%
 - ・請負金額1億円の工事の履行ボンド保証料※: 100万円
- (※米国保証事業協会が策定した一般的な保証料)

米国における工事の落札率・参加者数・建設投資

1972-2004
連邦補助道路工事の落札率・入札参加者数 (50州平均)



アメリカの建設投資の推移

1972-2004 平均落札率 93.3% 平均入札参加者数 4.6

(注1) 落札率・入札参加者数の数値は、1991年以前は連邦補助2等級を除くすべての連邦補助道路工事を対象。1991年以後は、国家道路計画(The National Highway System)に定められた連邦補助道路工事を対象。

(注2) 建設投資額の数値は、米国商務省センサス局発表の数値を使用。センサス局は2003年8月発表データより、実質数値(1996年価格)の発表を廃止したため、2003年以降の数値は名目価格となっている。

建設業者の特性等に応じた適切な競争市場の設定

問題意識

地域における建設投資の急激な減少を背景とする過剰供給構造

↓

ダンピングの恐れ

地方公共団体における一般競争入札の大幅な拡大

↓

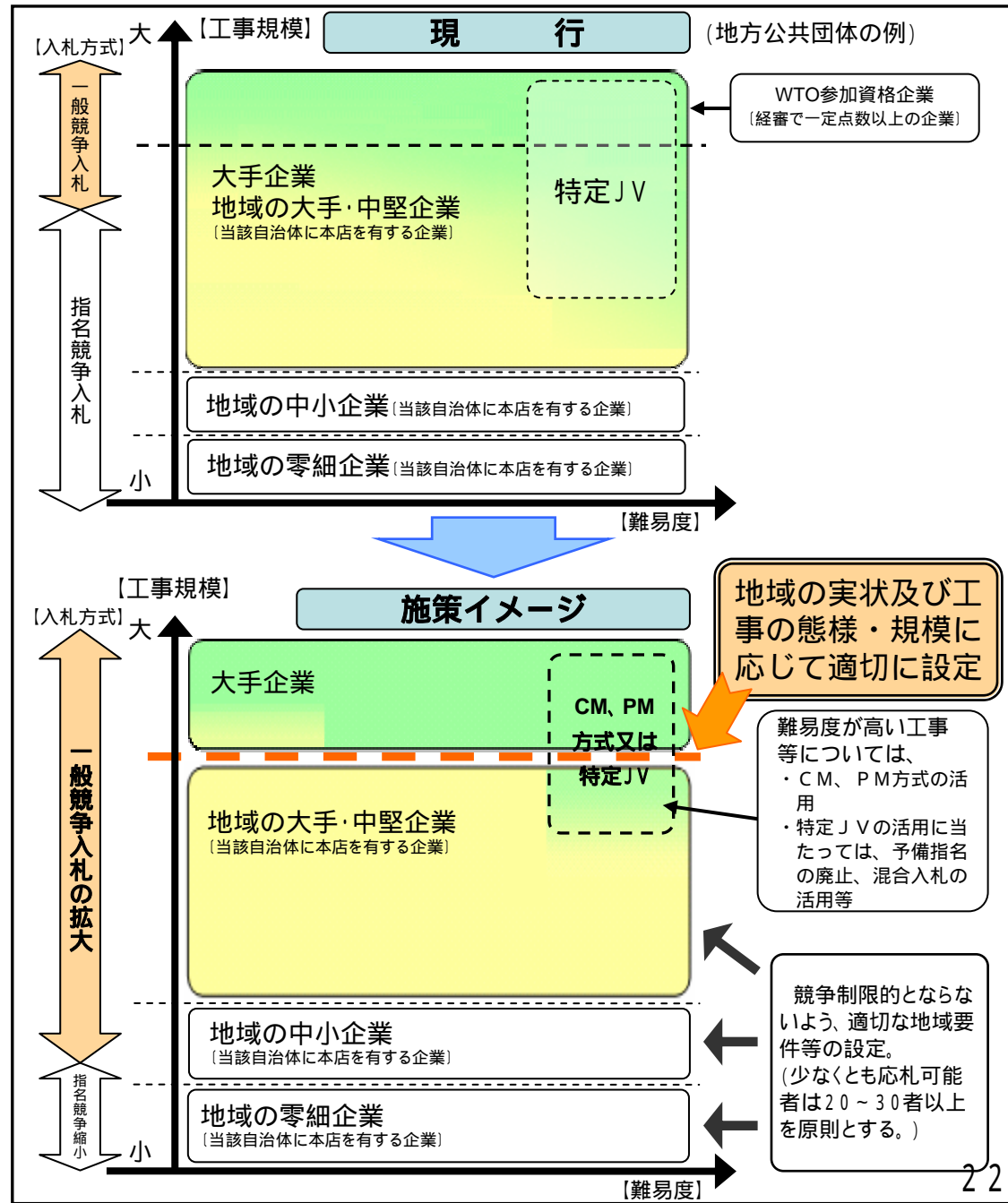
適切な競争環境の整備が必要

↓

同様の特性を持った企業間での競争促進
地域経済や災害等の危険管理等、地域への配慮

↓

地域の実情に即し、工事の態様・規模、建設業者の特性に応じた適切な競争市場の設定が必要



「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」の概要

総合評価方式の導入メリット

価格と品質が総合的に優れた調達が可能
 ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が可能
 建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献
 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待
 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大が進めやすくなる

市区町村向け簡易型(特別簡易型)の導入背景・内容

市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていない。



総合評価方式の拡大を図るには、過重な事務負担を軽減しつつ、入札参加者の施工能力をより簡易に評価できる方式を導入する必要。



このため、市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「**市区町村向け簡易型(特別簡易型)**」を新たに位置づける。



市区町村向け簡易型(特別簡易型) 簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績や施工実績等定量化された事項と入札価格により総合評価を実施

併せて、ダンピング受注の排除のために、低入札価格調査制度を活用し、具体的な「失格基準」の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図る。

〔市区町村向け簡易型(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例〕

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
	工事成績	過去5年間の工事成績 評定点の平均点	a. 75点以上 b. 65点以上 75点未満 c. 65点未満	5 2 0
配置の予定能力技術者	同種工事の施工実績	過去5年間の主任技術者の施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事 で実績有り	3
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	1
			c. その他の施工実績	0
	保有資格	主任技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士 又は技術士 b. 2級土木施工管理技士	1 0
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内 における本店の所在地の 有無	a. 同一市町村内に有り	2.5
			b. 同一市町村内になし	0
	防災協定等に基づく活動	過去5年間の防災協定等 に基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り b. 活動実績なし	2 0
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額	A < 0.25	1.5
			0.25 < A < 0.75	1
			0.75 < A < 1.25	0.5
			1.25 < A	0
			合計	

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

・価格評価点: $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

・技術評価点: 最高20点(上記評価項目・基準により算出)

⇨ 評価値の最も高い者を落札者とする。

国土交通省の低価格入札対策

『いわゆるダンピング受注に係る
公共工事の品質確保及び下請業者への
しわ寄せの排除等の対策について』
(H18.4.14)

適正な施工の確保の徹底

- ・重点調査の拡大及び調査結果の公表
- ・下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化
- ・工事コスト調査の内訳の公表

発注者の監督・検査等の強化

- ・発注者によるモニターカメラの設置、施工プロセスの確認
- ・受注者による不可視部分のビデオ撮影

受注者側技術者の増員の強化

- ・70点未満の工事成績評定を通知された企業は技術者2名体制

指名停止措置の強化

- ・粗雑工事が生じた場合は最低限3ヶ月(従前は1ヶ月)

前工事の単価による後工事の積算

- ・前工事で単価等の合意、後工事を随意契約する場合は合意した単価等を使用

ダンピング受注対策地方協議会の開催

『緊急公共工物品質確保対策について(H18.12.8)』

総合評価方式の拡充

施工体制確認型総合評価方式の試行

- ➡ 約200件で実施(H19.1~3)。うち、約半数で最低応札価格者以外が落札。

品質確保ができないおそれがある場合の具体化
極端な低入札について特別重点調査を実施

- ➡ 約60件で実施(H19.1~3)。全件で低価格で入札した者を無効又は排除。

入札ボンドの導入拡大

(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)
現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、
地方公共団体の導入と連携して拡大。

- ➡ 東北・近畿の一部工事で導入(H18年度:18件)。平成19年度は試行対象を拡大し全国(8地整)200件以上で実施予定。

一般競争参加資格として必要な

同種工事の実績要件の緩和

実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和。
(過去10年分 当面、最大で過去15年分)

公正取引委員会との連携強化

予定価格の的確な見直し

地方公共団体における最低制限価格制度・失格判断基準の導入状況

地方自治体では、小規模工事は最低制限価格制度(都道府県においては41団体)を、大規模工事は低入札価格調査制度を適用している例が多い。また、低入札価格調査制度に明確な失格判断基準を採用している都道府県は15団体(平成18年6月時点)ある。

兵庫県の例



全国の低入札状況(都道府県・政令市・市区町村)

		(単位:件)			
		H14	H15	H16	H17
発注件数	a	509,553	467,205	451,223	370,453
うち低入札調査基準価格を設定したもの	b	69,735	64,201	70,881	69,114
	c=b/a	[13.7%]	[13.7%]	[15.7%]	[18.7%]
うち低入札価格調査を行ったもの	d	3,694	4,490	5,356	4,359
	e=d/b	(5.3%)	(7.0%)	(7.6%)	(6.3%)
うち最低制限価格を設定したもの	f	223,601	209,044	208,724	195,430
	g=f/a	[43.9%]	[44.7%]	[46.3%]	[52.8%]
うち失格者がでたもの	h	10,625	11,816	12,529	11,409
	i=h/f	(4.8%)	(5.7%)	(6.0%)	(5.8%)

(総務省・国土交通省調べ)

失格判断基準

失格判断基準を設定している 15県 (平成18年6月時点)

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県)

【岡山県の失格判断基準の設定例】

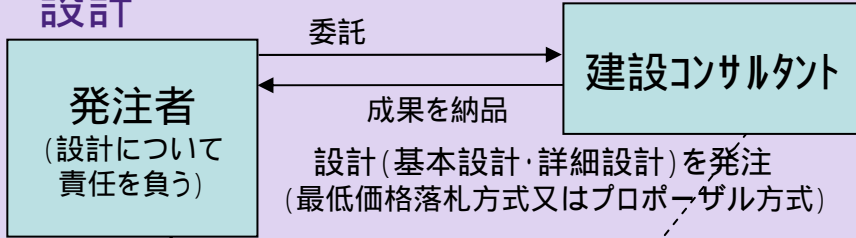
入札者の入札金額の積算内訳が、設計金額(予定価格)の積算内訳について下記のいずれかに該当すれば失格。

(直接工事費の75%未満 共通仮設費(率分)の50%未満 現場管理費の20%未満 一般管理費の50%未満)

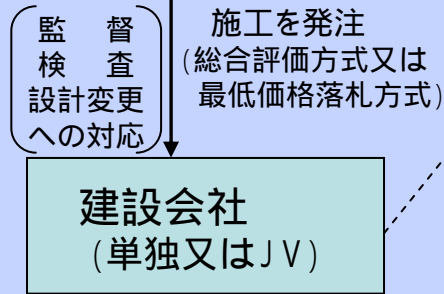
多様な調達手段の活用方策

これまでの一般的な発注方式

設計



施工



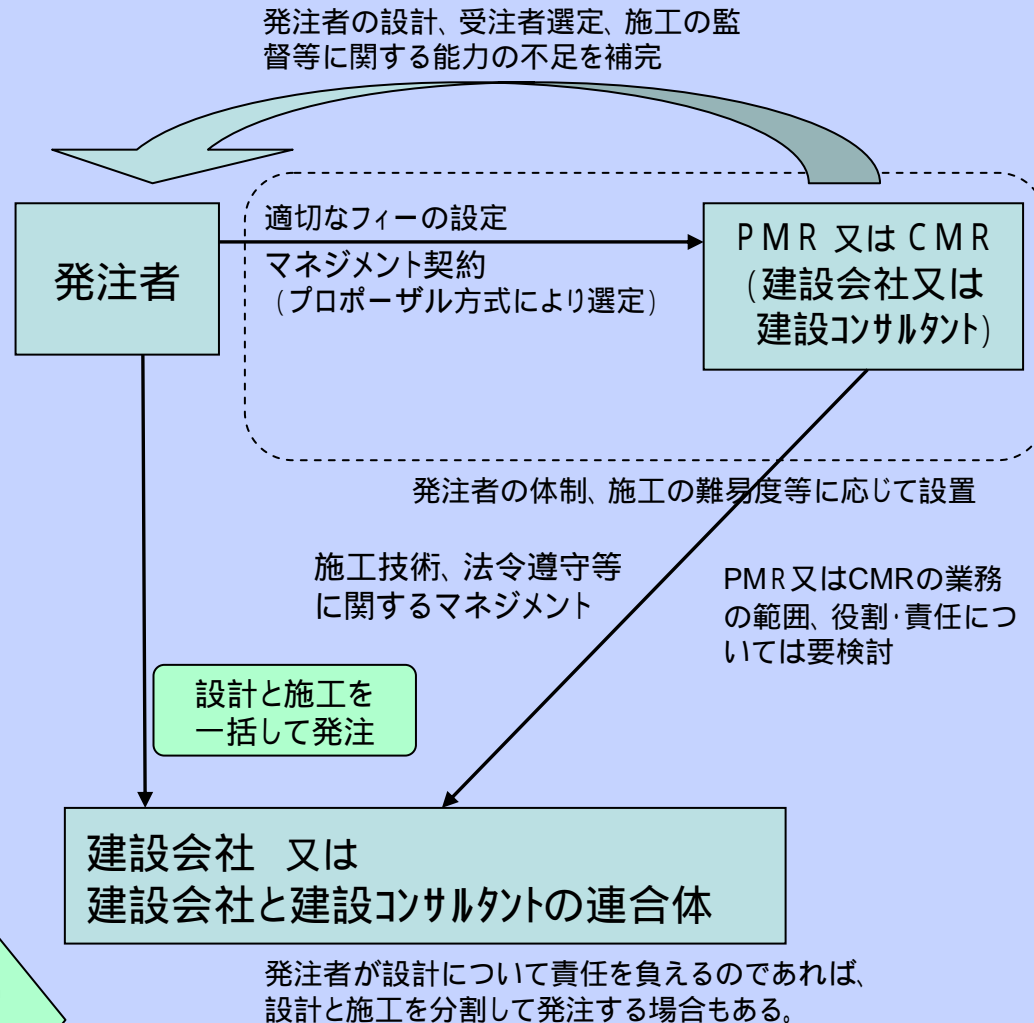
建前 発注者には、

- ・設計、積算等についての能力がある
- ・受注者選定についての能力がある
- ・施工の監督ができる能力がある

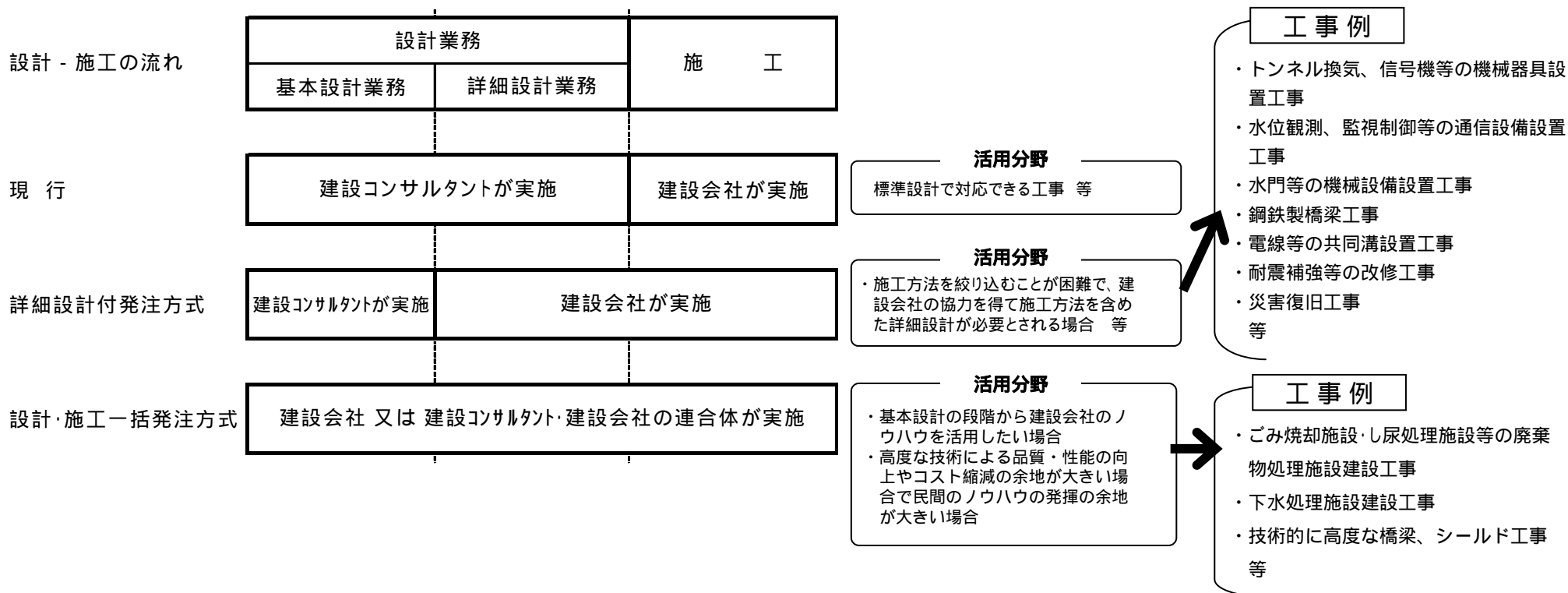
体制が脆弱な発注者に対しては能力を補完する仕組みが必要

多様な入札契約方式の活用

発注者の体制が不十分な場合には、次のような方式を採用

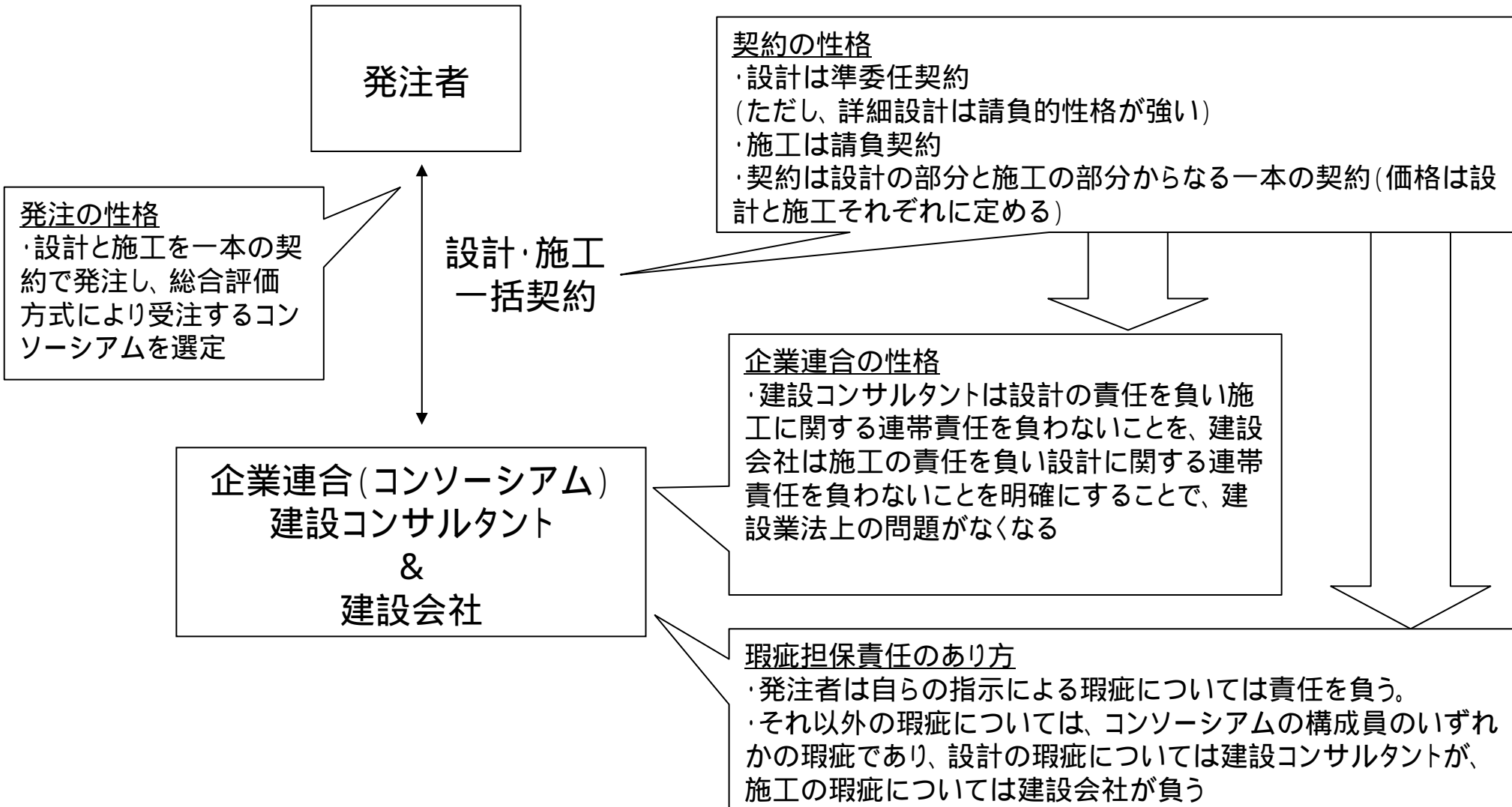


設計・施工一括発注方式の活用分野



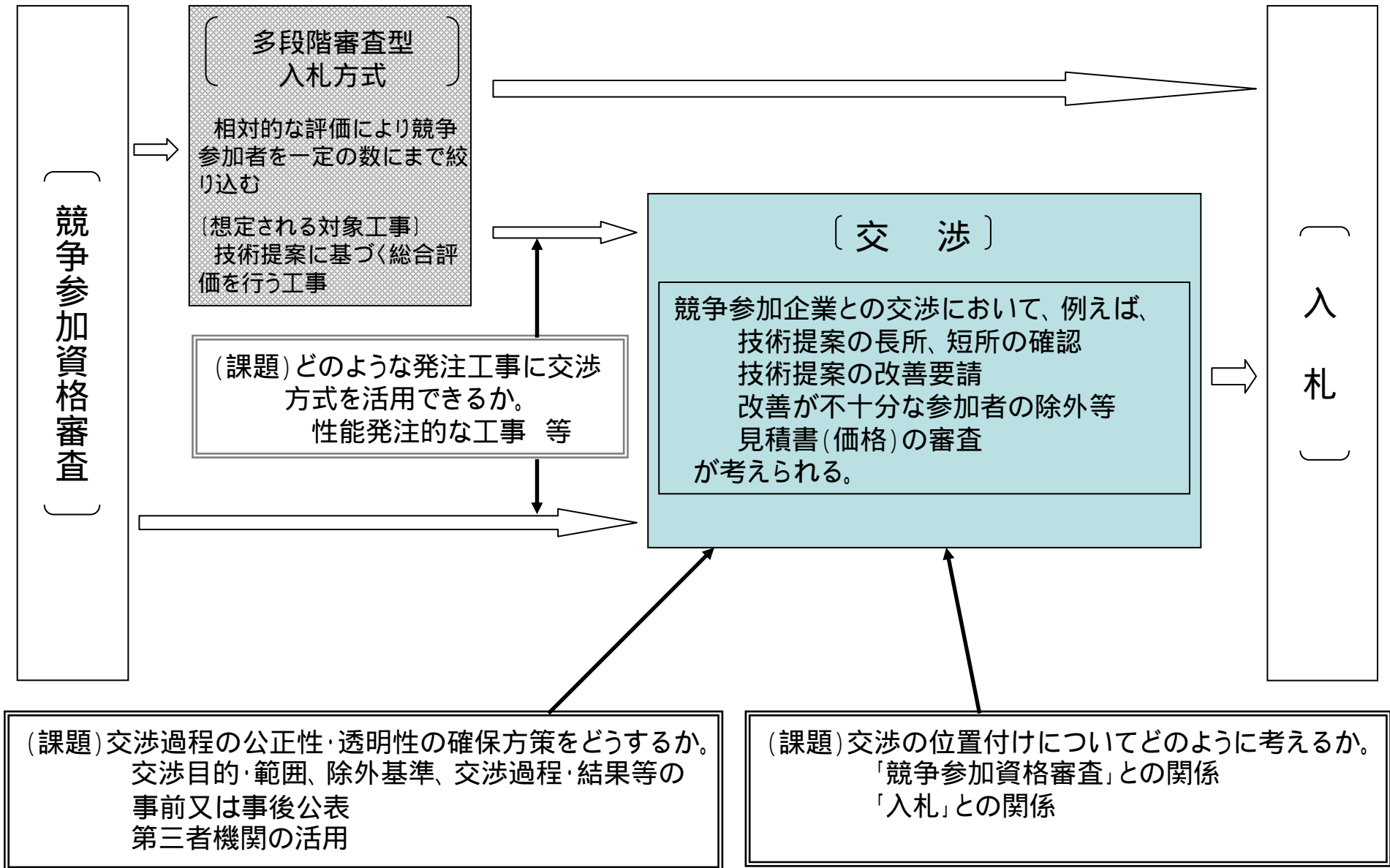
設計・施工一括発注方式における建設コンサルタントと建設会社の 企業連合(コンソーシアム)の制度上の整理について

設計・施工一括発注方式において建設コンサルタントと建設会社の企業連合(コンソーシアム)を活用する場合の考え方は以下のとおりである。



「多段階審査方式」・「交渉方式」の活用の検討

導入イメージ案とそれに伴う主な検討課題



CM方式の活用の推進

建設生産プロセスの透明性、第三者性の確保の観点から、また、発注者(特に市町村)の能力・体制の補完手法として、民間事業者の技術・ノウハウを活用できるCM方式の積極的な活用が期待される。

建設生産システムのマネジメント業務への対価として報酬(フィー)が支払われるCM方式の導入を促進することによって、建設産業のフィービジネス市場の拡大を図る。

CM方式とは

コンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階で設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、法令遵守などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの

CMRの選定方式

プロポーザル方式

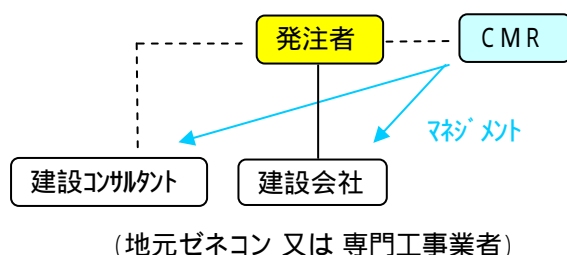
選定過程の透明性・公平性を期すため、選定委員会を設置し、審査基準を策定

CM業務の対価(フィー)の構成

CM業務の対価(フィー) = 直接人件費 + 直接経費 + 間接経費 + 特別経費
+ 利益(一般的に間接経費に計上)

CM方式の活用パターン

<設計・施工監理型>



(地元ゼネコン 又は 専門工事業者)

(活用方式の特徴)

- ・設計、施工両者とも発注者の経験が少ない工種の発注時に有効

(CMRの業務例)

- ・計画以降の全体をマネジメント
- ・発注者をトータルに支援

CMRの主なマネジメント業務

<設計・発注アドバイス型>

- ・設計図書のチェック
- ・設計VE ほか

<コストマネジメント型>

- ・概略設計段階での工事費算出
- ・工事費の分析 ほか

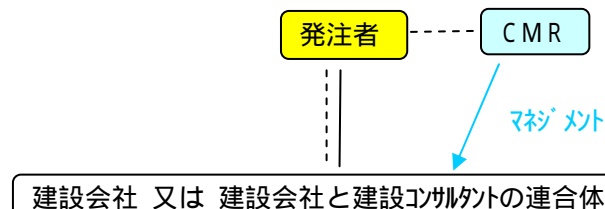
<施工マネジメント型>

- ・施工図の審査
- ・施工者間の調整 ほか

<総合マネジメント型>

- ・発注者の補助者としてマネジメント業務の一部又は全部を実施

<設計施工一括発注型>



(活用方式の特徴)

- ・設計段階から施工業者のノウハウを活用した方が効果的な工事において、発注者の経験が少ない場合に有効的。また、災害復旧時等、時間的に余裕がない場合などでも有効

(CMRの業務例)

- ・計画以降の全体をマネジメント
- ・発注者をトータルに支援

地方公共団体におけるCM方式の活用方策

CM方式活用協議会(仮称)の設立

趣旨

国土交通省、地方公共団体、建設業団体が地方公共団体におけるCM方式の活用方策を検討・協議することを目的として、CM活用協議会を設立する。

構成

学識経験者

建設産業界

地方公共団体

国土交通省

内容

CM方式による事業の実施状況の調査

CM方式導入促進に向けた課題の検討と提言

CM方式の普及・啓発

CM方式モデルプロジェクトへの支援

趣旨

地方公共団体においてCM方式の導入を促進するため、モデルプロジェクトを選定し、支援を行うとともに、実施に当たっての諸課題をフォローアップする。

モデルプロジェクトの対象例

土木、建築、設備等の工事において

大規模プロジェクトや高度な機能を有するものなど、発注者の経験が少ない工種を発注する場合

事業が分離・分割していることや事業が錯綜し、高度な調整が必要なことへ対応する場合

短期的に事業量が増大した場合や限られた工期内で工事を完成させなければならない場合 等

支援内容

CMRを選定する場合の検討費用

CM方式の効果検証費用

CMアドバイザーの派遣

建設コンサルタントの活用

技術力に優れた建設コンサルタントを一層活用すること、建設コンサルタント等の技術水準の確保のための資格認定等の仕組みの検討を行うことなどにより、建設生産物の品質の確保、業界の健全な発展を図る。

現状

- ・建設投資の大幅な減少に対し減らない業者数
- ・競争環境の変化(独禁法改正、入札契約制度改革、業界によるコンプライアンスの確立等)

課題

- ・価格競争の激化 業界の疲弊、成果品の品質低下への懸念
- ・片務性の是正、各主体間で埋没していた業務の明確化 特に技術力の十分でない発注者の負担の増大

建設生産物の品質低下リスクの増大、国民の安心・安全の阻害等が懸念

対応

1. 技術力に優れた建設コンサルタントの選定・活用・評価
 - ・プロポーザル方式による設計者選定の促進
 - ・総合評価方式による設計者選定の導入
 - ・品質確保のための低入札価格調査制度の導入
2. 建設コンサルタントの施工段階での活用促進
 - ・三者協議の促進
 - ・施工者への設計意図伝達を業務として発注するなど建設コンサルタントの施工段階での一層の関与を検討
3. 多様な調達手段における建設コンサルタント等の活用促進
 - ・CM、DB等での活用の検討
 - ・説明会の開催などによる市町村を中心とする地方発注者へのCMの重点的な普及
 - ・発注者による建設コンサルタント活用への支援の検討
4. 建設コンサルタント等の能力の評価
 - ・企業の技術力に見合った建設コンサルタント登録等の制度のあり方の検討
 - ・建設コンサルタントの技術水準の確保のための資格認定等の仕組みの検討
5. 技術力の維持・向上
 - ・技術者によるCPD取得等の促進

三者協議の活用の推進

制度概要

- ・工事着手段階及び工事中に発注者、施工者及び設計者の三者が参加して認識を共有し調整する。
- ・詳細設計の設計意図の共有、設計図書の照査と瑕疵担保責任の明確化、条件変更対応を協議。

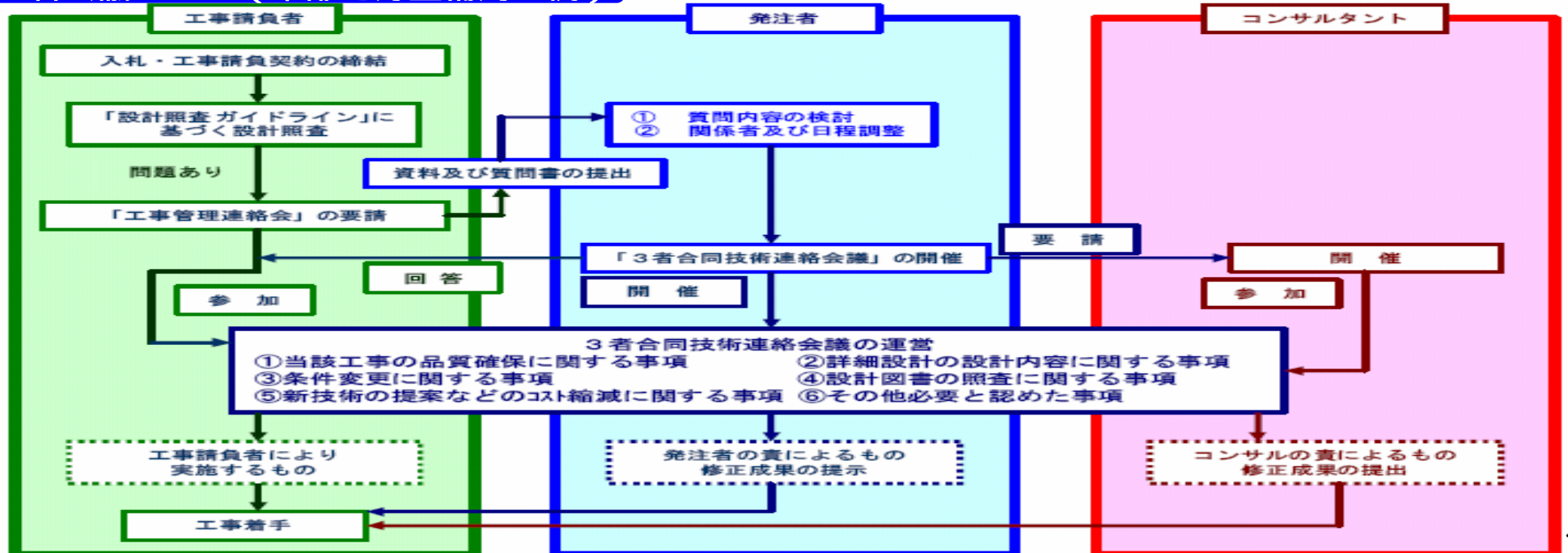
国土交通省の取り組み

- ・国土交通省においては、関東地方整備局、中部地方整備局で試行を実施。

地方公共団体の取り組み

- ・地方自治体でも県レベルで国土交通省とほぼ同一の目的・形態で三者協議の場を設ける試行事例が多く見られる。
- ・北海道、福島県、新潟県、山梨県、三重県等において実績がある

三者会議フロー（中部地方整備局の例）

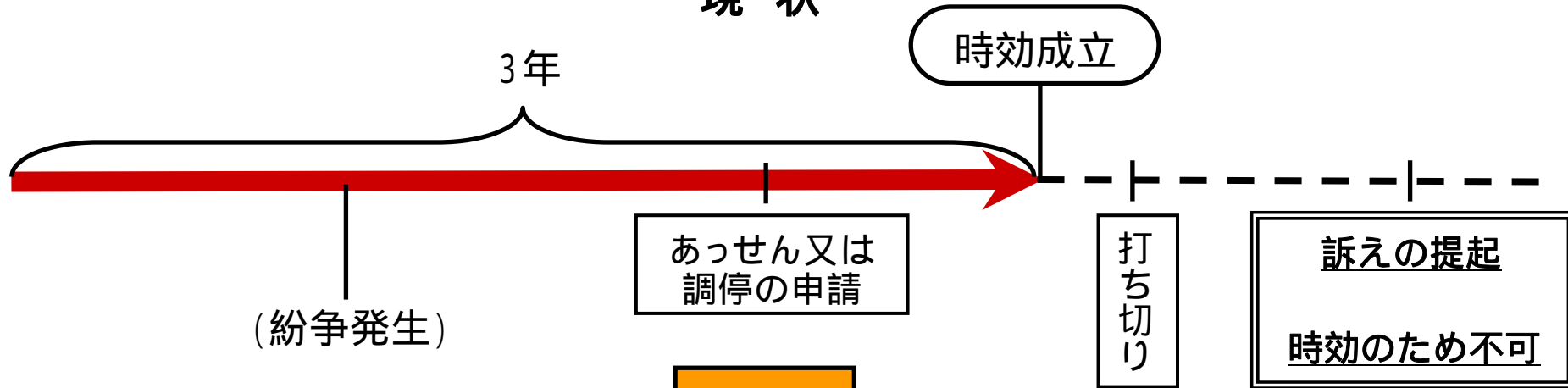


建設工事紛争審査会における紛争処理に関する時効中断効の創設

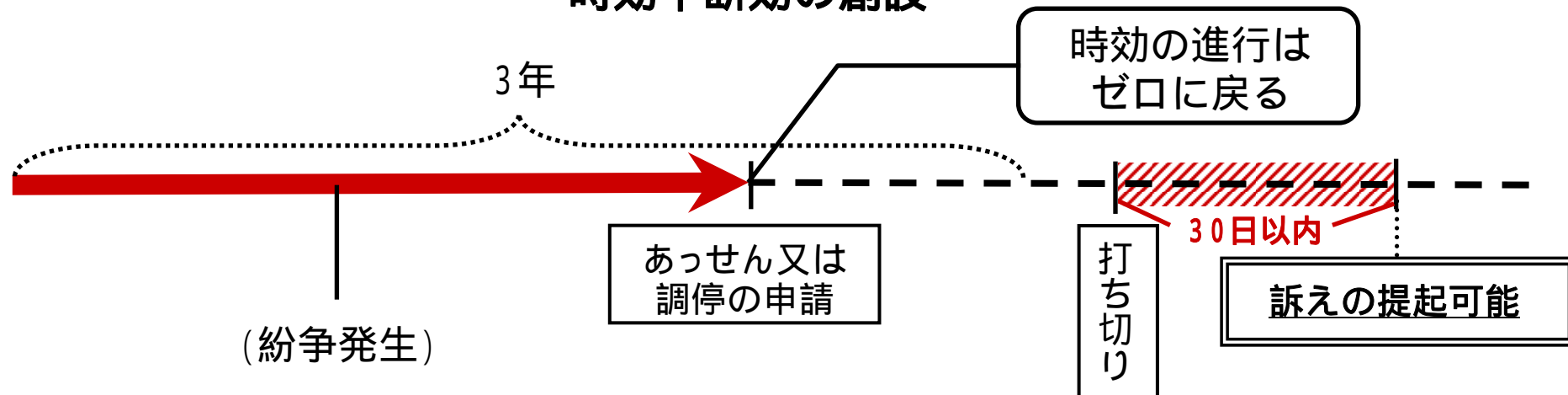
平成18年臨時国会において法律改正(平成19年4月1日施行)

例 工事に関する債権(3年の短期消滅時効)

現状



時効中断効の創設



構造計算書偽装問題等で明らかになった課題とそれに対する対応

構造計算書偽装問題等で
明らかになった課題

建築行政の課題

- 建築確認・検査の課題
- 指定確認検査機関の課題

建築士制度の課題

- 建築士の資質・能力の課題
- 建築設計の専門分化の課題
- 建築士事務所の課題
- 違法行為に対する罰則等の課題

消費者保護の課題

- 瑕疵担保責任履行の実効性の課題

住宅品確法により、売主等に対し、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられたが、売主倒産時に、これが履行されず、住宅所有者が極めて不安定な状態におかれた

・建築基準法等の一部改正
(第164回通常国会)

- ◆ 建築確認・検査の厳格化
- ◆ 指定確認検査機関の業務の適正化

- ◆ 建築士等の業務の適正化罰則の強化等

- ◆ 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示

宅建業者等に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け

・建築士法等の一部改正
(第165回臨時国会)

- ◆ 小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し

- ◆ 建築士の資質・能力の向上
- ◆ 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化
- ◆ 設計・工事監理業務の適正化等
- ◆ 団体による自律的な監督体制の確立

・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(第166回通常国会)

- ◆ 住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための保険や供託の仕組みを活用した資力確保措置の義務付け
- 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定
保険契約に係る住宅の紛争処理体制の整備

「パートナリング」の概要(英国のケース)

1. 背景

1980年代の英国: 財政再建を主たる目的に政府のリストラに併せて、公共事業の民営化を促進



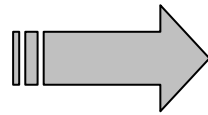
建設市場における競争の激化



過度の価格競争による多くの課題

【主な課題】

価格のみを重視した入札による業者選定により経済性を無視した低価格での落札が横行。
施工中の業者から発注者に対するクレーム(増額要求)やサブコンへのしわ寄せが頻発。建設生産物は結果的に低品質・高価格。
建設生産物の仕様が建設業者の技術を勘案して定められていない状況。
施工段階での手戻りが頻発。生産性の低下。



- ・建設生産に携わる関係者の対立、チームワークの破壊。
- ・訴訟や手戻りによる時間と労力の無駄。
- ・適正な品質で予算内・工期内にプロジェクトを完成させることが困難な状況。

2. パートナリング

「チームをつくる (Constructing the Team)」(レイサムレポート: 1994年)がパートナリングの重要性を唱える。

パートナリング(partnering)

いわゆる「リーン思考」に基づき、発注者、受注者、設計者が相互信頼と協力の精神に則り事業を進めていくこと。計画段階から受注者も作業に参画。契約金額を定めず、当初予想していた目標価格を基準に損得を分かち合う(pain share, gain share)こともある。

リーン思考 : リーンとは「脂肪のない」という意味。顧客の要求を満たしつつ、生産活動の無駄を徹底的に排除して最適化を目指す考え方。
アメリカのウオマック博士がトヨタ生産方式を調査したことがきっかけとなって、建設業を含む多くの米国企業が導入した。

パートナリングのメリット

発注者: コスト縮減・工期短縮・品質向上

受注者: 過度の価格競争圧力からの開放。良い仕事をして良い評価を得ることが次の仕事に繋がる。
計画段階から作業に参画することにより、手戻りによる施工段階でのリスクを軽減。

パートナリングのデメリット

協調関係が馴れ合いの関係になり、受注者の責任が不明確になる。

受注者の成績を常にチェック・評価し、場合によってはチームの見直しを行う等

受注者間の競争性を確保することも重要。

元請・下請関係の適正化等に資する入札・契約制度の調査検討

背景・問題点

- ・建設投資の減少による厳しい経営環境
- ・いわゆるダンピング受注や不良手抜き工事の発生
- ・重層下請構造の進展

- ・公共工事の品質確保に支障
- ・下請へのしわ寄せ
- ・労働条件の悪化(賃金、労働時間)
- ・安全対策の不徹底
- などの弊害が生じるおそれ

公共工事の入札・契約制度において、元請・下請、さらには発注者を含めた関係者が対等な関係に立って、明確な役割分担、責任分担の下、新たな協力体制を構築していく必要

元請・下請関係の適正化に資する入札・契約制度の例

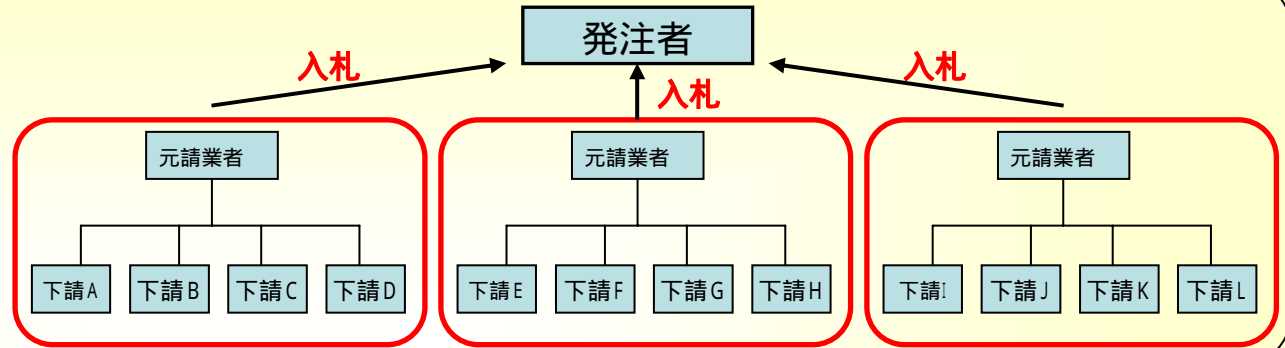
使用予定下請業者を明らかにした上で応札する入札制度のイメージ(施工体制事前提出方式)

概要

使用予定下請業者をあらかじめ明らかにした上で入札する仕組み

入札前に提出する内訳書に下請業者の見積書を添付するとともに、施工体制台帳、施工体系図、下請の配置予定技術者の資格等を提出

発注者と、受注した元請業者・下請業者等関係者との間で対等な関係に基づいた役割分担・責任分担の明確化を図ることを検討(パートナーリング)

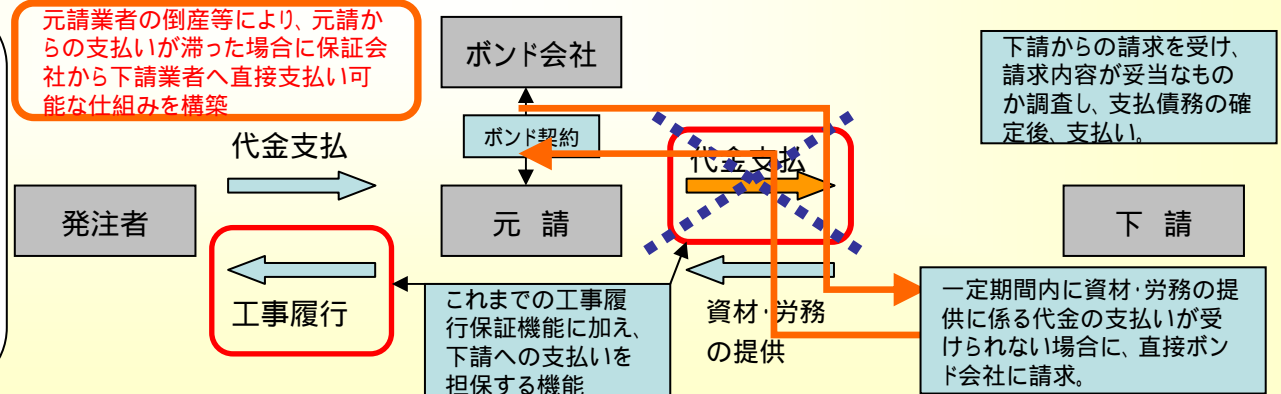


元請業者の支払いが滞った場合、下請業者が直接代金をボンド会社に請求するイメージ(支払ボンド制度)

概要

元請業者の下請業者に対する債務の履行を担保する支払ボンドについて事例調査を行い導入可能性について検討する。

支払ボンドとは、当該工事に投入された労働者、資材業者及び下請業者への支払を保証するために、請負業者により工事履行保証に併せて提出されるボンドである。



メカニクスリーン

メカニクスリーン (Mechanics Lien: 不動産工事の先取特権) は、アメリカにおいて、下請業者や資材業者を保護するために導入されている法制度。

下請業者や資材業者が契約で定められた作業を履行若しくは資材を納品したにもかかわらず、元請業者が適切な支払いを行わなかった場合に、その改良を加えられた不動産の上に支払いの優先権を担保する権利が発生し、裁判所に対し担保権実行手続きに入ることを求めることができる。

日本の不動産先取特権

先取特権を行使できるのは、不動産の所有者と直接に工事を行う契約をした請負人に限られる(民法第327条)。

下請負人及び材料供給者は含まれない。

連邦の統一法は存在せず、各州が個別に立法。1791年にメリーランド州法で制定されて以来、現在では、全50州にメカニクスリーン法が存在し、全米で普及。

要件、実行の手続き、効果等は州により異なる。

ペンシルヴァニア州法系

発注者と元請の間に債務が存在するかどうかにかかわらず下請等にリーンの権利を付与。(二重払いの危険あり。)

ニューヨーク州法系

リーンの権利は、発注者と元請との請負契約から派生すると考え、発注者の責任は、元請との契約価格に限定。

メカニクスリーンは、基本的に民間工事において活用。公共工事については適用されない。

【考え方】

公共性の高い公共建造物が、裁判などで長期にわたり使用できないことが不適切。

公共工事における下請業者等に対する適切な支払いを担保する手法ミラー法及びそれに準拠する各州の州法に基づき、支払ボンド (Payment Bond) が通常25千ドル以上の公共工事について元請業者にその取得が義務づけ。元請業者から下請業者等に適切な支払いが行われなかった場合には、下請業者は、発注者に対し、支払いボンドの行使を依頼し、ボンドを発行している保証会社から不払い代金を弁済。

但し、ニューヨーク州においては、Public Improvement Lien が公共工事を対象に適用されている。

「請負人、彼の下請負人、又は法律上の代表者に対して、州又は公共団体と元請負人による契約に従って、労務を提供する又は材料を提供する者は、建設や解体に充当しうる州や公共団体の金銭上にリーンを行使し得る。」

(ニューヨーク州リーン法第5条)

リーンは、州や公共団体の金銭上に行使可能。

リーンを行使できるのは2次下請まで。

「施工条件・範囲リスト」の拡充・普及促進 「建設生産システム合理化推進協議会」の機能拡充

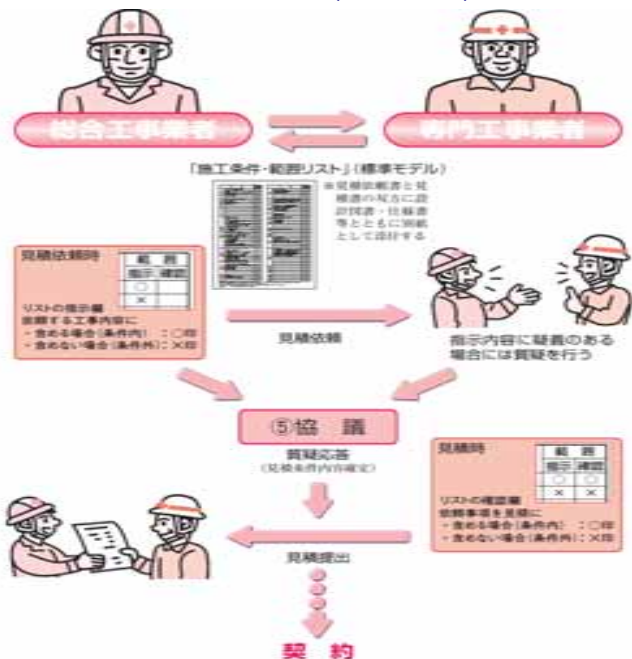
各種工事の見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするため、「施工条件・範囲リスト」の作成及び普及・拡大を進め、工事見積条件の明確化を図る。これにより元請・下請間の取引の適正化を図る。
建設生産システム合理化推進協議会の機能の拡充により、元請下請関係のより一層の適正化に取り組む。

施工条件・範囲リストが作成された工種(下線は18年度作成)

- ・機械土工事 ・圧接工事 ・防水工事
- ・建築根切り工事 ・コンクリート打設工事 ・硝子工事
- ・型枠大工工事 ・外部足場工事 ・塗装工事
- ・鉄骨工事 ・金属製建具・カーテンウォール工事 ・空調衛生工事
- ・鉄筋工事 ・内装仕上工事 ・電気設備工事

今後、トンネル、造園、板金、タイル、左官、ブロック・エクステリア、消防施設についても追加作成する方向で検討中。

施工条件・範囲リストの使い方(フロー図)



「施工条件・範囲リスト」の普及状況

見積依頼時における元請からの「施工条件範囲リスト」の提示 26.9%

(「施工条件・範囲リスト」作成団体に所属している企業を対象に実施。有効回答156社。)
「元請下請取引等に関する調査報告書」(建設産業専門団体連合会 平成18年3月実施)より
建設生産システム合理化推進協議会における申し合わせの認知度(総合工事業者側)
「内容を知っており、遵守している」**特定建設業者 70.8%** **一般建設業者 40.5%**
(平成18年度下請代金支払状況等実態調査(平成18年12月 国交省総合政策局)より)

施工条件・範囲リストの普及方法

工種ごとに関係団体で標準モデル案を作成

建設生産システム合理化推進協議会・契約適正化専門委員会で検討

建設生産システム合理化推進協議会で申し合わせ

業界への周知

- ・協力依頼(国交省あて、関係団体あて)
- ・パンフレットの作成・無料配布
- ・(財)建設業振興基金のHP(ヨイクンセツドットコム)への掲載
- ・地方協議会等の活用

建設生産システム合理化推進協議会の機能拡充

- ・地方整備局等との連携による地方ブロック単位での協議会を開催するなど地方協議会を活性化し、地域における望ましい元請下請関係の構築を促進する など

下請セーフティネット債務保証事業、ファクタリング事業等への支援

下請セーフティネット債務保証事業

(財)建設業振興基金の債務保証を得て、事業協同組合が資金を調達し、工事請負代金債権(未完成工事を含む)を担保として、建設業者に融資する制度。

基金への国庫補助累計75億円(内訳:平成10年度 25億円、平成13年度 25億円、平成14年度 25億円)

+ 債務保証対象の追加

下請業者の資金調達の円滑化に資するファクタリング事業に対する債務保証支援(平成19年7月より実施)

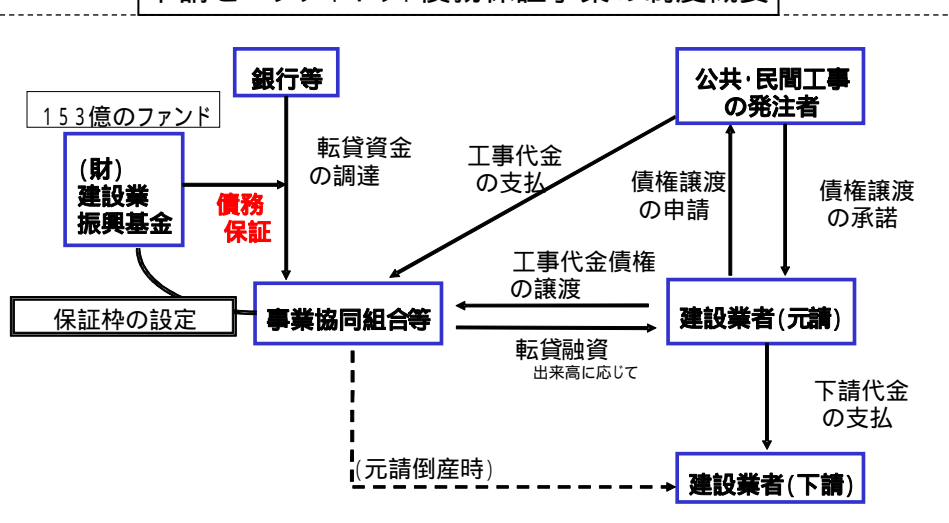
下請業者が有する工事請負代金債権の流動化を進め、資金調達の円滑化を図る。

中小建設業者等を事業対象とするファクタリング会社の資金調達について債務保証の対象とする。

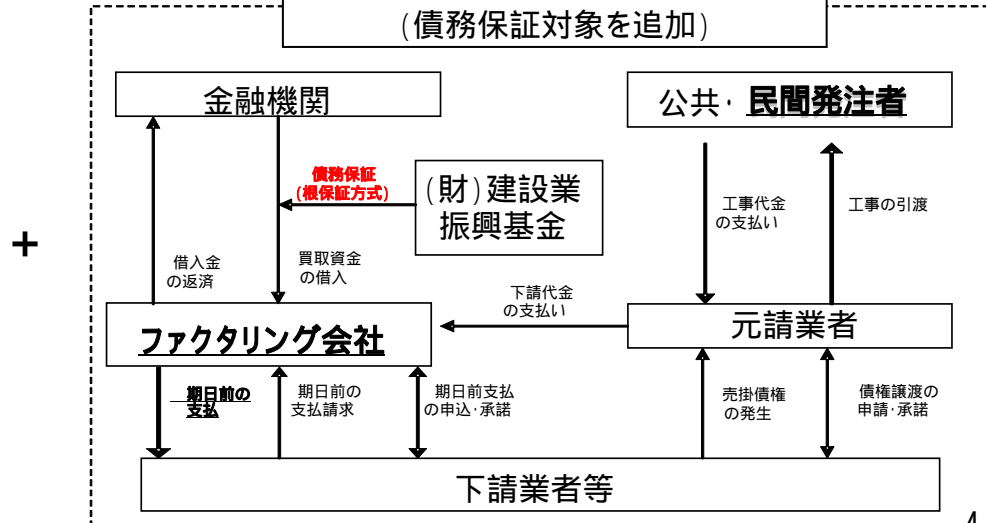
ファクタリング会社の業務は、発注者・元請間の債権の譲渡担保による**転貸融資ではなく、元請・下請間に発生する債権の買取**を基本とする。

ファクタリング:ある企業の売掛債権を、専門的知見を有するなど一定の要件を持つ会社に譲渡、売却して資金化すること。

下請セーフティネット債務保証事業の制度概要



ファクタリング事業の制度概要
(債務保証対象を追加)



基幹技能者の確保・育成

建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、現場の施工において中核的な役割を担う「基幹技能者」の確保・育成を促進。

平成21年度のできるだけ早い時期に、経営事項審査における加点措置(3点)を実施。
また、総合評価方式における評価等についても検討。

1. 基幹技能者の役割



施工方法等の提案、調整
適切な配置、作業方法、手順等の構成
一般の技能者の施工に係る指示、指導
前工程・後工程の調整

2. 基幹技能者制度の整備状況

・平成19年4月1日現在、19職種26団体において、基幹技能者に係る資格制度が整備されており、22,754名が資格を取得している。(このほか、2職種2団体が6月から実施)

《主な基幹技能者資格》

・鉄筋 ・ 鳶 ・ 土工 ・ 建築板金 ・ 電気工事 ・ 配管 ・ 造園 ・ 機械土工

3. 今後の条件整備等(経営事項審査関係)

・国土交通省では、昨年5月に今後の制度推進に関する検討方向の試案を公表。

・これを受け、現在、資格制度運営団体で組織する「基幹技能者制度推進協議会」において、基幹技能者が高度な作業管理能力を有することを制度・運用面で担保するための条件整備を検討中。

・建設業法施行規則に位置づけ、20年度後半から、講習・試験の内容・水準の改善や制度運営の公平性・透明性の確保などを図った、新たな制度により実施する予定。

優秀な技能者や人材育成等に係る先進的で特色のある取組を行う企業等に対する顕彰

優秀な技能者や人材育成に功績のある企業等を社会的に評価していくことは重要。

このため、国土交通省ではこれらの者・企業に対し、優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)及び建設産業人材確保・育成推進協議会国土大臣顕彰を実施。

【両顕彰の概要】

	優秀施工者国土交通大臣顕彰	建設産業人材確保・育成推進協議会国土大臣顕彰
開始年度	平成4年度	平成8年度
顕彰の対象	個人	企業等
顕彰基準	技能・技術が優秀 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成果 後進の指導・育成に貢献 等	人材の活用・育成・定着に功績 雇用労働条件の改善に功績 等
顕彰者	計5,639名 (19年度436名)	計85企業 (19年度5企業) 他に総合政策局長顕彰を実施。



建設産業人材確保・育成対策顕彰式典(平成19年5月30日)
両国土交通大臣顕彰の授与を実施

改正建設労働者雇用改善法の活用の促進

建設産業は受注産業という特性から、個々の企業における手持ち工事量には変動があり、労働者を過剰又は不足とする建設業者が共存する状況。

そうした中、労働者の雇用が不安定化するおそれがあるため、その雇用の安定の観点から、同法が積極的に活用されていくことが望ましい。

国土交通省としても、改正法の周知等積極的な活用を推進・支援。

改正建設労働者雇用改善法による建設業務労働者就業機会確保事業の概要

1. 改正建設労働者雇用改善法による一時的な送出手の実施等

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正により、構成事業主は、自己の雇用する常用労働者を他の構成事業主に一時的に送出する事業の実施が可能。

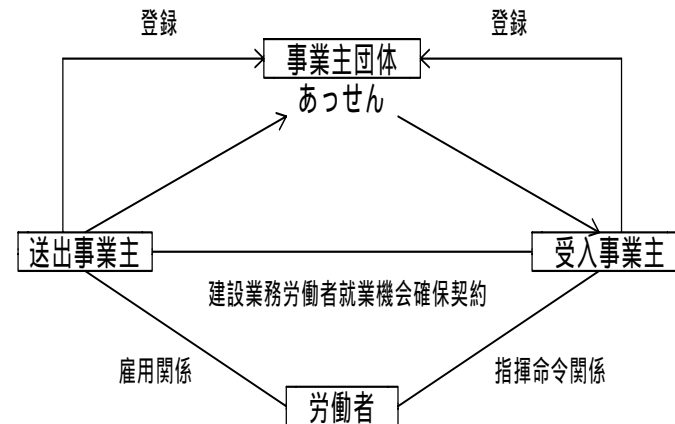
(建設業務については、自己の雇用する労働者を、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させる労働者派遣事業は、労働者派遣法により認められていない)

2. 計画の認可

(財)みやぎ建設総合センター(H18年9月29日)及び、(社)大阪府建団連(H19年3月16日)が厚生労働大臣により認定を受けている。

建設業務労働者就業機会確保事業の実施

・構成事業主は、認定を受けた実施計画の内容に従って、常用労働者の送出を実施。



技能承継等に係る先駆的先導的な取組への支援

団塊の世代が退職期を迎える中で技能承継が大きな課題となっていることから、事業者団体等が行う熟練技能者やOBを指導者として活用した若手技能者への技能継承に係る取組など先駆的先導的な取組への支援、その普及啓発を実施(モデル事業)。

今後、元請業者の協力等建設産業全体で行う技能習得等に係る取組等に対する支援についても検討。

建設技能承継モデル構築事業の概要(19年度事業)

【事業の概要】

建設技能の承継の取組で、技能者不足、技能承継問題が顕著な業種を重点的に、技能者OBのデータベース化、研修プログラムの策定、技能承継の映像化等をモデル的な取組みとして行い普及を図る。

モデル的取組のイメージ

熟練技能者OBを若年入職者の指導役として活用

- ・OBの選定方法(データベース、リスト化) ・教授方法の検討(座学・OJT)
- ・教材、カリキュラム、技能ポイント集などの検討

優秀な技能者の技(勘所)を映像化し、若手入職者の技能習熟の短縮化に活用

- ・映像化(ビデオ化) ・研修プログラム、指導マニュアルの検討

*取りまとめに当たっては、他業種にも参考となるべく一連の手法の取りまとめ、専門家等第三者による当該取組の検証を行う。

国に報告
事業者は取組内容を

建設業界に先駆的な
取組の普及啓発

退職熟練技能者を活用した
技能承継の取組
若年者が建設業へ入職する
際の障壁を下げる
という、再チャレンジしやすい
環境を建設業者等に構築する

技術者・技能者の業務横断的教育訓練機関の活用

建設業において人材の育成に関する費用が削減されている中、幅広い主体の参加にと連携による育成・教育訓練を実施することは重要。

国土交通省としても、建設技能承継モデル構築事業等により、富士教育訓練センターの活動を支援。

【富士教育訓練センターにおける教育訓練】

1 教育訓練の内容

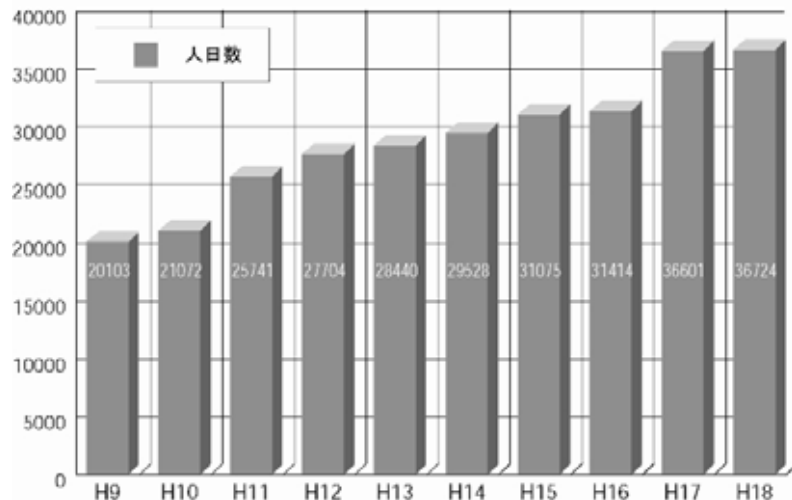
計348コース実施(平成18年度)

(主な教育訓練コース)

- ・技術教育(施工管理基礎・中級・上級など) ・基幹技能者教育
- ・技能教育(躯体・型枠など) ・技能士講習(一級・二級)
- ・多能工コース ・新入社員研修 など

2 教育訓練実績

年度別・教育訓練人日数実績



(富士教育訓練センター調べ)

【モデル事業での支援の概要(18年度)】

事業テーマ:建設マスター等熟練技能者を活用した鉄筋基礎研修プログラム構築の検討

概要:鉄筋工にかかわる建設マスター等の熟練技能者を活用し、鉄筋工事の第一線で働いている施工技能職レベル2相当の技能者を対象に、鉄筋技能士2級程度の能力を有する人材の育成をめざし、具体的な実証研修を行うとともに、熟練技能者の活用と次世代を担う技能者育成プログラムを検討し、全体システムとしての「鉄筋工の熟練技能者活用の人材育成モデル」を構築。



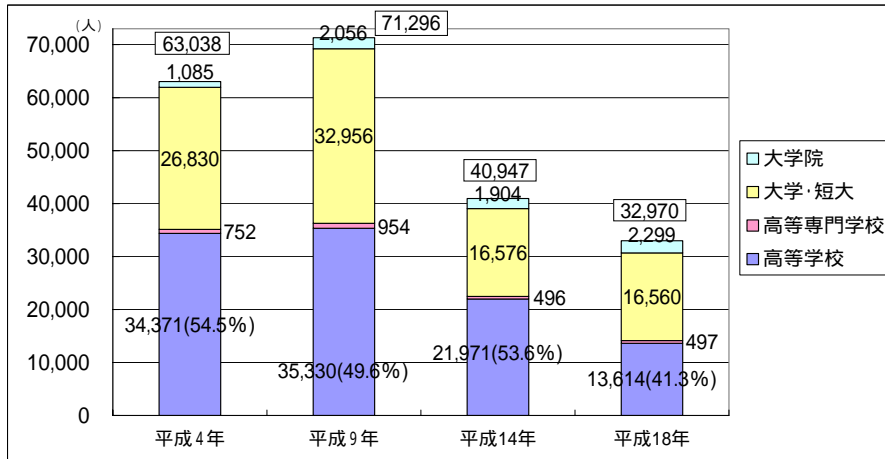
育成研修の様子

専門高校と地域の建設業界が連携した将来の人材育成の強化方策の検討

工業高校などの専門高校は、将来の建設産業を担う人材を育成し、企業における高い技能の維持強化に貢献。工業高校から建設業に入職する数が大幅に減少していることなどから、専門高校と地域の建設業界が連携して、以下のような若手人材を育成するための取組の強化を検討(文部科学省との連携)。

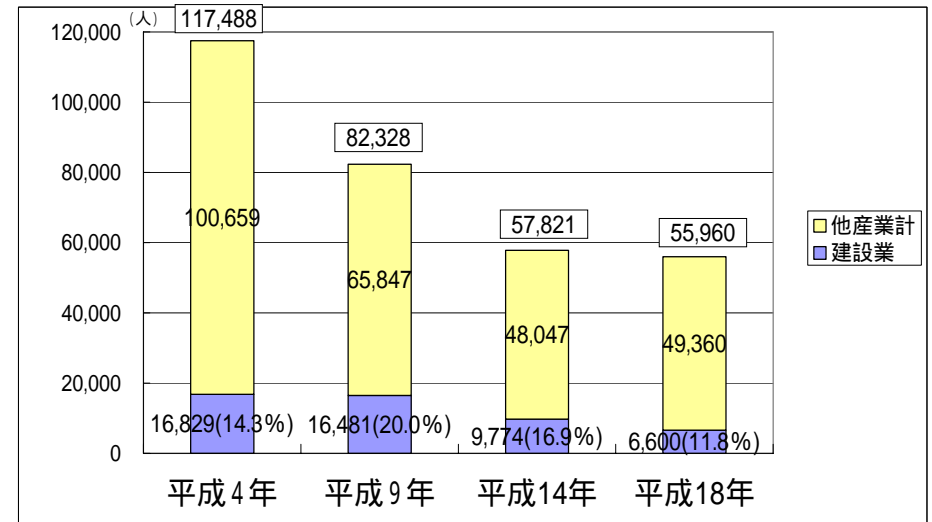
- 建設技能者による学校での生徒に対する実践的指導の実施
- 工業高校生の技能技術水準に応じた副教材の作成等
- 建設業者において教員に対し、高度な技能技術の習得を図る研修等の実施

学歴別建設業新規入職者数の推移



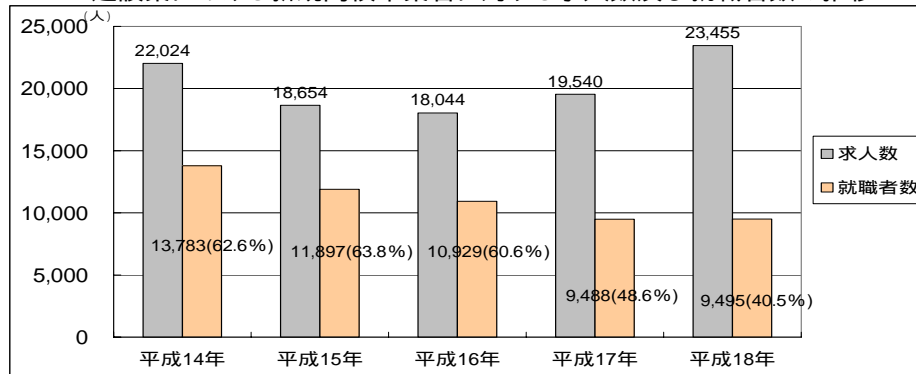
出所: 学校基本調査(文部科学省)
 (注) 高等学校には、高等学校(通信制)、特別支援学校(高等部)を含む。大学院とは、修士課程、博士課程、専門職位を指す。

工業科卒業者の建設業就職者数の推移



出所: 学校基本調査(文部科学省)

建設業における新規高校卒業生に対する求人数及び就職者数の推移



出所: 新規学卒者(高校・中学)の職業紹介状況(厚生労働省)

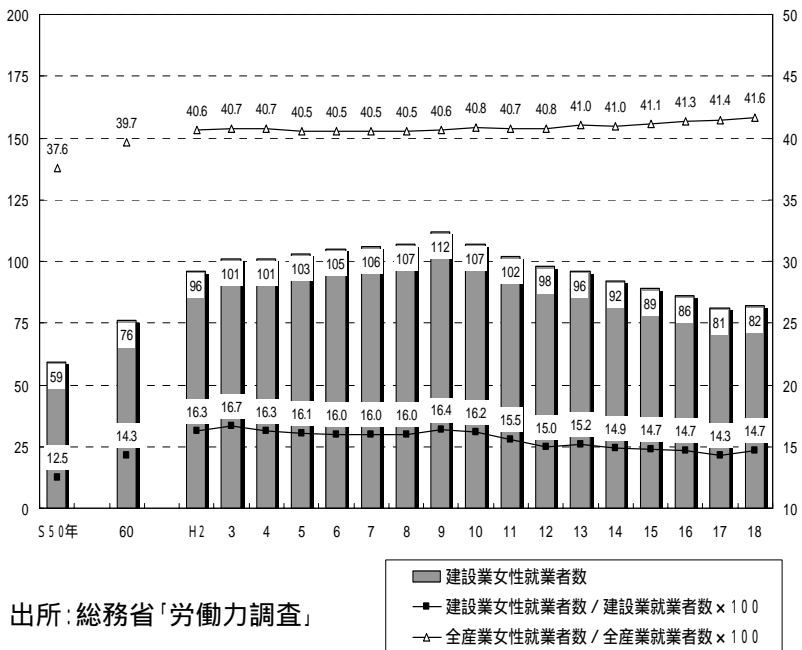
平成17年以降、求人数は伸びているが、それに対応した新規高校卒業者を確保できていない。

女性の育成、活用及び外国人研修・技能実習制度の活用方策の検討

建設業において女性を積極的に育成、活用することは重要であり、女性の育成等に資する取組に対する支援等について検討する。

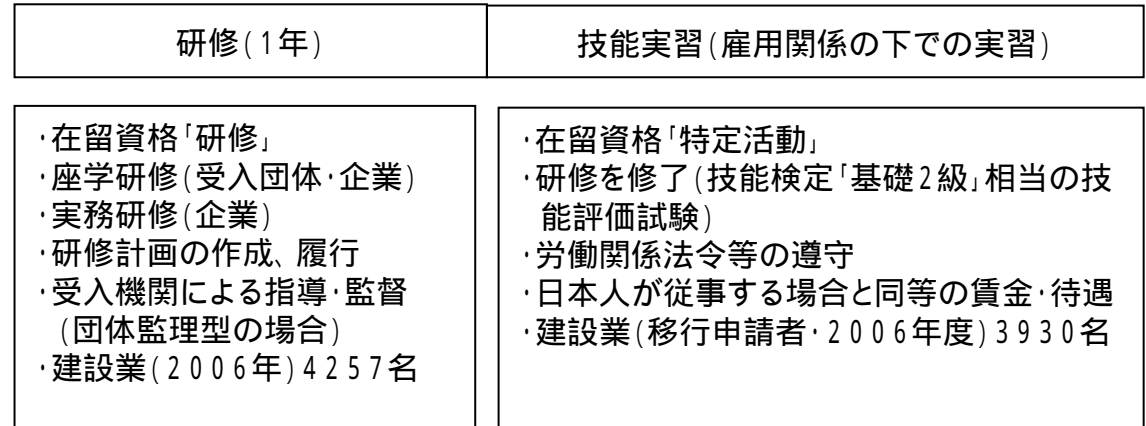
外国人研修・技能実習制度は、発展途上国の「人づくり」に協力するため、技術・技能移転の仕組みとして創設された。

女性の産業別就業者数の推移



外国人研修・技能実習制度の概要

(最長3年)



外国人研修・技能実習制度に関する今後の課題

「規制改革・民間開放推進会議第3次答申(H18.12)」
 技能実習生の在留資格に関する法改正(H21通常国会まで)をはじめ、研修生の法的地位の確立、在留期間の延長、再入国許可制度について検討・結論。

CI - NETの普及促進、中堅・中小建設業におけるIT導入の促進

建設産業の電子商取引の標準規約であるCI - NET()の利用企業を拡大することにより、電子商取引の普及を促進

CI - NET(シーアイネット:Construction Industry NETwork)

建設業者間でやり取りを行う見積書や注文書等の帳票データをインターネット上で電子的に交換するための標準規約。

現在、民間企業の支援を得ながら、(財)建設業振興基金が中心となりCI - NETの導入拡大を推進。

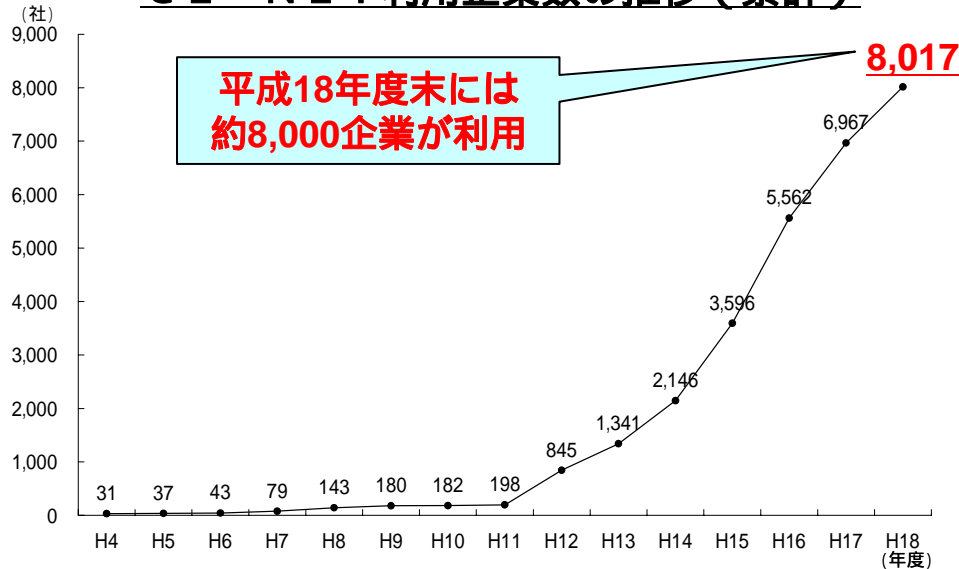
中堅・中小建設業におけるITの導入を促進するためのモデル事業の支援の検討

CI - NET導入による効果

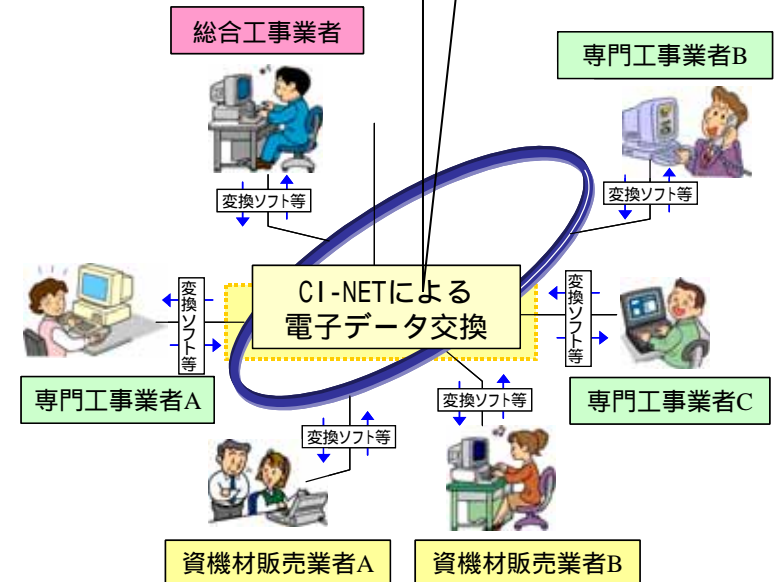
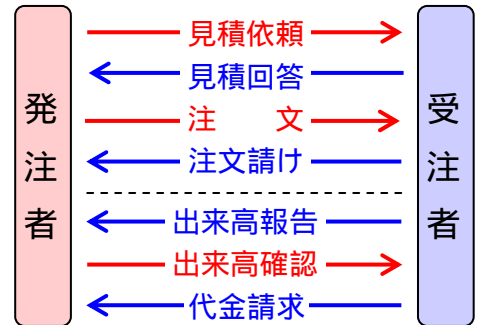
- ・書類・伝票のデータの再利用による省力化と印刷・郵送費等の経費削減
- ・電子契約により、印紙税の納付が免除
- ・契約データを原価管理や実行予算管理に活用することが可能
- ・取引先毎のシステム開発が不要(多端末現象の解消)

経営の効率化・高度化の実現

CI - NET利用企業数の推移(累計)



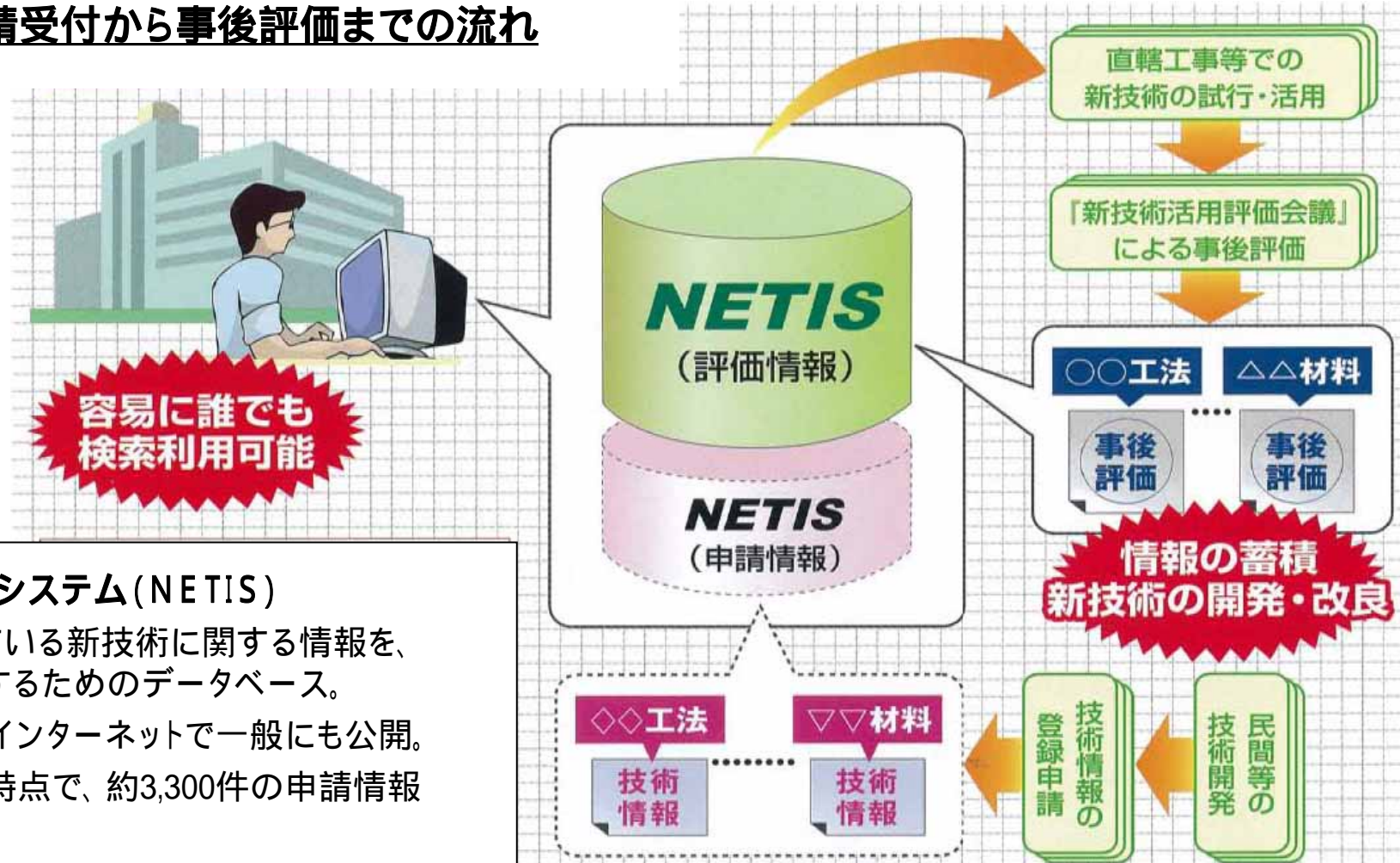
CI - NETでやり取りされる情報



新技術活用システム(NETIS)の活用

民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくためのシステム。新技術情報提供システム(NETIS)を中核とする新技術情報の収集と共有化、直轄工事等での試行および活用導入の手続き、効果の検証・評価、更なる改良と技術開発という一連の流れを体系化したもの。

NETIS登録申請受付から事後評価までの流れ



新技術情報提供システム(NETIS)

- ・国交省が運用している新技術に関する情報を、共有および提供するためのデータベース。
- ・平成13年度からインターネットで一般にも公開。
- ・平成19年4月の時点で、約3,300件の申請情報を掲載。